

POLAND MONTHLY / BIULETYN POLSKI

1990年

7月号  
(通巻100号)  
500円

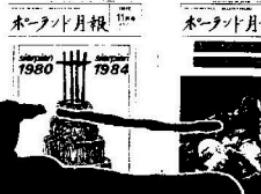
# ポーランド月報

100号記念特別号

「連帶」第2回大会綱領決議

1990年4月25日 グダンスク

過渡期のジレンマ——ポーランドの場合  
ヤドヴィガ・スタニシキス



100

☆☆ ポーランド月報 1990年7月号(通巻100号) 目次 ☆☆

「連帯」とともに歩んで100号.....	3
工藤 幸雄	
「連帯」第2回大会綱領決議.....	4
1990年4月25日、グダンスク	
スウプスクの鉄道ストライキ.....	18
労働者の不満に「連帯」政権はどう答えるか	
過渡期のジレンマ——ポーランドの場合.....	24
ヤドヴィガ・スタニシキス	
ワレサ、ミフニクを解任?.....	32
ポーランド民主主義の行方	
ポーランド日誌 1990年4月19日～5月16日.....	34

連絡先変更のお知らせ

この度、都合によりポーランド資料センターの連絡先を変更しました。今後、郵便物等は下記宛お送り下さるようお願いします。  
なお、資料等の保管場所は従来どおりですが、ご利用の際は必ず、新連絡先宛、事前にご連絡下さい。

ポーランド資料センター

〒177

東京都練馬区下石神井6-35-7

T E L . 03-904-0427

# 「連帯」とともに歩んで100号

工藤 幸雄

No.100 of "Poland Geppo", Yukio Kudo

「ポーランド資料センター」が編集・発行する『ポーランド月報』は本号をもって100号を迎えた。本紙の創刊はポーランドの独立自治労組「連帯」の輝かしい発足の翌年、1981年11月である。

われわれ一同、容易とは言えぬ過去を振り返って、よくもここまで続いた・続けられたとの感慨をおぼえざるを得ない。最大の障害となる資金難をのりこえるに当たっては、たびたび各労働組合の支援を仰いだし、また読者各位の惜しみないカンパに頼りもした。創刊10年に及ぼうとする月報が、さいわいになんらかの成果をあげたとすれば、これらの支持によることが極めて絶大であると痛感する。この際、各位に対してあらためて心からの感謝の意を申しのべたい。

「連帯」運動の意義については、読者のすでに深く理解するところと考えるので、ここに多くを述べる必要はあるまい。ただし、この10年間には、「連帯」中心の編集方針に反対して、あるいはポーランド当局への気がねからか、あえて辞任した幹事さえあったことが思い出される。「連帯」評価はセンターの仲間でも必ずしも一致をみなかつたわけである。そればかりか、現在の国際政治状況を「社会主義」の最終的崩壊として見限るか、そうではなく、人間再興の大黒柱としての社会主義はその平等の理想とともにあくまで堅持すべしと見るか——新たな問題についても、見解の相違はなお横たわる。

私見によれば、早急な崩壊を運命づけられている「社会主義」は、ロシア民族による他民族支配をめざした虚偽と虚妄の体制であった。それは赤旗のもとに一枚岩の団結を要求し、これを国家間にも強要したうえ、みずから振るう暴威・暴力をさまざまな美名によって覆い隠し、諸国民を欺いてきた。マルクス・レーニン・スターリンの肖像を飾ることがあたかも共産主義の護符とされ、教義はドクマと化した。

ドグマのはびこるところに虚勢や恐怖や計画はあっても真実も能率も経済も存在しない。画一的な頭脳では半導体ひとつを開発もおぼつかない。ドグマは体制内部に悪性腫瘍を発達させた。

この体制悪に向けて反抗はしばしば繰りかえされた。ベルリン、ブダペスト、ポズナン、プラハ、グダンスク、シチェチン、ラドム、ウルス、そしてふたたびグダンスク、シチェチン等々——こうしてポーランドに「連帯」が生まれた。

「社会主義」の「前衛」とおだてられ、祭り上げられ、実は榨取の対象であった労働者の怒りが、知識人の支援、民族の誇り、反共産体制としての宗教に応援されて、ついに社会全体の革命運動となろうとしたとき、体制は国家暴力を行使して戒厳令でその徹底的壊滅を策した。8年間の弾圧はかえって「連帯」の粘り強さのテストでしかなかった。体制は屈伏して円卓会議で「連帯」との対話を追いかけられた。

89年春の「連帯」の復活が、その秋の「新ヨーロッパ革命」の原動力となった。「連帯」の精神である多元主義は中・東欧の常識として固定し、共産党は滅亡・瓦解した。旧ソ連・東欧圏を支配した秘密警察・検閲・一党独裁の恐怖政治に代って、(一部の国を除けばとの保留きつながら)民主と自由の勢力が政治の主導権を完全に握りとった。ポーランドに寄せるわれわれの悲願は、こうして実った。市場経済の確立、生産の能率化、自然環境破壊の停止——新体制のになう課題はあまりにも大きいにせよ……。

「連帯」もまた変貌をとげつつある。われわれは100号に至る今日まで「連帯」と連帯しつつ、「連帯」の声を伝え続けて、ともに目的を達したことを大きな誇りとする。「ポーランド資料センター」および『ポーランド月報』もまた新たな飛躍を用意せねばなるまい。

# 「連帯」第2回大会綱領決議

1990年4月25日、グダンスク

Uchwała Programowa II Krajowego Zjazdu Delegatów NSZZ "Solidarność",

Gdańsk 25 kwietnia 1990 r.

Tygodnik Solidarność, nr. 19(86), 11 maja 1990

## I 独立自治労組「連帯」——伝統と現在

独立自治労組「連帯」が口火を切った運動は多くの形となって結実した。双子の弟「農民連帯」は自らの政治的代表組織を創設し、若者らはわれわれに近い「独立学生連盟」と「独立スカウト運動」を創り出した。われわれの組合の傍では市民委員会が活動している。「連帯」の人びとは議会にも、そして政府にもいる。

### 1 80年8月と自治共和国綱領

組合は1980年の夏から秋にかけて生まれた。それは社会的合意で終結を見た労働者のストライキの成果であり、共産主義権力に反対し、正しく統治された国での生活を目指に成長した。組合は、人びとの労働の搾取と浪費、個人の権利の侵害、社会の奴隸化と民族の伝統への侮辱などに抵抗する反乱から巣立った。

この反乱は過去の記憶を引き継いでいた——ボズナンの6月、70年12月、ラドムとウルススの弾圧。56年10月や68年3月の経験と、労働者防衛委員会や自由労組の経験、農民、知識人、若者の自立的運動の経験とが出会った。その中に現われてきたのが自立の理念、教会による社会的教義とキリスト教的価値観への糸、そして自由と民主主義というヨーロッパの伝統であった。

数ヶ月の間に「連帯」は労働組合構造と社会運動のダイナミズムを結びつけた。組合はすべての勤労者階層を包みこみ、何百万人の人びとにはじめての民主主義体験を可能にし、反共産主義の運動に支持を与え、ポーランド人の大部分をその周囲に結集させた。そのめざすものは第1回全国大

会で採択された独立自治労組「連帯」綱領の中に言い表されている。

経済危機に直面した組合は最も弱い人びどを救うことを目指し広範囲にわたる社会的保護を要求した。市場原理に基づく自立した経済をめざす改革、国家における政治的自由と公共生活における真実、司法の独立、人道的な法を求めた。自治共和国のビジョンを掲げ、政府に対して新しい社会契約を結ぶよう訴えた。

### 2 地下「連帯」

共産主義政権は戒厳令をもってそれに答えた。組合の活動は禁止され、やがて非合法化された。抗議のストライキとデモ行進は軍と警察の力で鎮圧された。殺された者、傷を負った者がいた。幾千もの活動家たちが収容所や刑務所に入れられた。

「連帯」運動は地下活動へと移った。抵抗は社会を一体化した——有名な活動家たちと名もない協力者たちを。地下活動に利用される家の持主、連絡員、印刷工、販売担当員、新聞記者、配達員、写真部員、映画部員、放送記者——。無数の人びとが戒厳令に反対の意志を示して公的機関をボイコットした。組合は断ち切られた組織の糸を再建し、職場組織、地方組織、全国組織、そして亡命者の代表組織までをもつくりあげた。

戒厳令と警察支配の歳月、組合は最高の価値——真実、自由、公正——への信念から力を汲み上げていた。強権に逆らい大きな犠牲を出した。ボピエウシコ神父の死は偉大なシンボルとなった。

「連帯」はポーランド社会に張った根と、教会の

道義的支援や援助、西側諸国の人びとや労働組合、各國政府の援助のおかげで生き抜いた。

### 3 共産主義の崩壊

戒厳令はポーランドの抱える問題を解決できなかった。共産党政権は国家機関を温存した、しかしその結果は国内的、国際的な孤立だった。

社会の人びとの姿勢と絶え間のない抵抗が「連帯」を地下から出させた。いつまでも続く経済危機とソ連国内の変化も要因であった。組合の側からの一歩は1987年10月に行われた全国指導部公然化の決定だった。いくつかの地方組織と多くの職場委員会がそれに続いた。その転機は1988年の春と夏のストライキの波をもたらした。当局はポーランド社会の代表としての「連帯」認知へと傾き、一連の動きが始まった。その流れの行き着いた先が円卓会議であり、組合の合法化、市民委員会の結成、国会選挙での「連帯」運動の勝利、国会における共産党連立構造の転換、そして非共産党政権の成立であった。

共産主義者によってわが国に押付けられた全体主義体制が倒れてゆく。ポーランドは自立を成し遂げ、民主的な社会秩序を建設し、ヨーロッパに復帰するチャンスを手にしている。

独立自治労組「連帯」第1回全国大会が東欧の働く人びとに送ったメッセージの理念は実現した。共産主義ブロック内諸国は民主化の道を進んでいる。われわれはこの変化を喜びと期待をもって迎える。それは開かれた国境と連帯した社会、自由な人びとをヨーロッパにもたらすだろう。われわれにとりわけ身近に感じられるのは東欧のさまざまな国々に今生まれつつある新しい独立・自治の労働組合である。

### 4 民主的改革の原動力・参加者である組合

組合の目的と組織構造、行動様式は全体主義を敵とした闘いの中で形づくられた。体制の変革をめざして組合は社会運動となった。組合の地域的構造は経済的、政治的中央集権主義に対する解答となった。組合員は反対派となり地下活動家と



なった。圧力、ストライキ、デモ行進、そして譲歩を奪い取る——それが行動様式となった。その行動様式は、相手が二枚舌で誠実な対話を拒否したためにわれわれがいや応なく選びとったものであった。

共産主義は退き、その地位には真実の政府が、民主的に選出された権力が就いた。これらの変化の主要な原動力は組合である。しかし、勝利を失わないために、組合はみずから目標と組織、行動様式を、民主化された新しい周囲の状況に適合させねばならない。

設立当初みずからに義務づけた労働者の利益と権利の擁護という任務を念頭に置きつつ、組合はポーランドの政治・経済体制の再建に参加していくだろう。

経済の再建は新たな紛争をもたらし、分裂の原因となるだろう。そうした状況に対処するために企業内委員会の活性化、企業の垣根を超えた組織を設立する自由、地方および全国レベルにおける融通のきく組織的解決法、さらには私企業や各種協会、協同組合における組合活動の発展が必要になる。

組合はストライキ権を放棄することなく、交渉と合意を通しての話し合いによる解決をめざしてゆく。そのためには訓練された活動家、専門家の援助、必要な情報の入手が不可欠である。

組合は勤労者を受け身の道具扱いすることに反

対し、勤労者の民主主義のさまざまな形態の発展を支持する。また、各労働組合がそれぞれの活動範囲において法律の制定と適用、および経済に関する決定に参加する権利を得られるよう力を尽くしてゆく。

## II ポーランドの変化に対応して

第1回全国大会の綱領宣言は次のように述べた——「経済的、政治的に独立したポーランドにおける誇りうる生活環境の創造、これこそが独立自治労組『連帯』の至高の目標である。すなわち民主的に組織された、法の支配する社会において、貧困、搾取、恐怖、虚偽から解放された生活を送ることである」。今日、われわれはこの目標に近づきつつある、しかし、われわれの前にはなお多くの努力と犠牲が待ちかまえている。

### 1 価値に忠実たること

みずからの伝統にのっとり、独立自治労組『連帯』は、人間の尊重、人間の労働の尊重、キリスト教倫理に裏打ちされた目的と価値のしかるべき序列の原則を活動の基本とする。

われわれは、真実、民主主義と自由、公正と法の支配、暴力の拒否と寛容、不幸な人々との連帯といった諸価値がわが国において真に成就されることを望む。組合はみずからの理念を掲げてそれら諸価値を中心としたアイデンティティを築き、人間の尊厳、労働の尊嚴を前面に押し出している。

共産党政権の10年間が入りとに、国民にもたらしたのは道義的、政治的、財産的な歪みだった。組合は真実と法と公平感に照らしてこれらの歪みを是正するよう要求する。

われわれを持ち構えているのは、政治勢力同士の対抗や社会的利害の駆け引きや経済的変化などに伴う紛争である。われわれはそれらの解決を法と民主的政治文化の枠内で行いたいと思う。

### 2 民主的国家、市民社会、市場経済

組合規約の基本目標は勤労者の権利、尊厳、利

益の擁護である。この目標実現の前提条件は政治的、経済的新秩序である。現在、組合の前には3つの主要な挑戦目標がある。組合はポーランドの民主主義体制の創造と擁護に参加してゆく。組合は効果的な経済システムの建設に力を注いでゆく。組合は体制変革が社会的コストを伴うことを理解し、勤労者の利益を守りつつ、そのコストを最小限にとどめるべく努力してゆく。

共和国再建への参加を通してわれわれは民主的国家、市民社会、さまざまな所有形態をもった市場経済をつくりあげたいと思う。

それゆえ組合は、人々とに活発な政治活動、経済活動、そして国家の統治への効果的な参加を可能にするような体制構造、社会構造の創設に賛成するであろう。

第1回大会綱領にある自治共和國理念の実現に向けて、組合は地方民主主義の発展を支持する。地域民主主義の発展はポーランドにおける民主的变化が今後も継続するための前提であると考えるからである。

社会の多様化の自然で不可欠な表現、それが政党の結成である。われわれは、われわれに近い価値を求めて活動している組織との共同行動は可能であると考える。

組合は政党を設立することはしないだろう、しかし国家や地方自治体に組合がみずからの代表を送ることはありうる。そうした決定を下す際に、組合は独自の候補者を立てることもあり、あるいは組合の目的や理想の実現を保障してくれる他の社会的、政治的組織からの立候補者や、個人立候補者を支援することもあるだろう。

国家における民主主義実現と市民の社会的積極性発揮の前提条件は正しい法による統治である。法は司法の独立、市民および民族的、宗教的少数

者の不可侵の権利を、そしてわが国に住むすべての人びとの法の前の平等を保障すべきである。

ポーランド経済に必要なのは、経済効率と生活水準の向上を保証している先進諸国で検証済みのモデルを、わが国にも普及させるための条件の整備である。経済体制変革の責任の大半は議会と政府にある。

ポーランドの経済再建は市場経済をめざすべきであり、そこでは、法により規定された資本蓄積の自由や経済活動の自由、雇用の自由が、勤労者がみずから利益を守るために結社する自由や、市場メカニズムの不備を補うための政府による介入の諸要素と組み合わされる。

市場経済の発展にとって主要な障害になるのは、数的に優勢だが効率の悪い国営部門である。そこでわれわれは、できる限り早く国営企業を他の所有形態の企業につくり変え、わが国の所有構

造を先進諸国のそれに近づけることを優先課題と考える。国営のまま残す企業も、他の経済主体と同様に自立し、市場原則に基づいて活動しなければならない。これらの企業には勤労者自主管理組織が残り、その機能を果たすことになろう。

国有財産の変更は法と経済勘定に従い、議会、社会的諸組織、従業員代表の監視のもとに行われねばならない。

改革の過程ではさまざまな所有形態の導入が求められる。勤労者は、みずからも株主となるための現実的な、さまざま可能性を持つべきである。

経済の再建と所有形態の変更に際し、組合は何よりもまずその変更が勤労者の権利保護を保証し、勤労者の利益擁護という組合の基本的機能を発展させ、そして民主主義発展の環境を創造するものとなるように配慮するだろう。

### III 勤労者の利益と生活の質を守るために

ポーランド経済の再建は必要不可欠であるが、それは働く人びとに痛みを与える。組合はそれが不必要的苦痛や犠牲なしに行われるよう努める。

#### 1 労働市場と失業者の保護

組合は産業再編計画およびその他の経済分野の計画について、政府に対し、また地方自治体に対して、ト全な情報の提供を求めてゆく。ポーランドに存在する潜在的労働能力が適切かつ十分に活用されなければならない。将来、労働市場が安定した時には、予想される雇用の変動に基づいて、地方ごとおよび全国の失業率許容限度について交渉しなければならなくなる。これにより失業の脅威は軽減されるだろう。

この目的のために、組合組織の各レベルにおいて失業に対して闘う全権代表を任命し、また働く権利の擁護と雇用機会の確保に関する行動を調整するため、雇用と職場確保に関する部局を設立しなければならない。

失業は社会的に好ましくない現象であり、組合

はこれに反対しこれを防止することに努める。しかし、勤労者のかなりの部分が一時に職を失うことは予期しておかねばならない。職場間の労働力の可動性を前提条件とする労働市場が現われるであろう。組合の課題は、転職しやすい環境づくりに協力し、失業者のための効果的な社会保護の実現に向け努力することである。

組合の代表（企業内委員会代表をはじめとするすべての代表）は、解雇の条件として以下の諸点を交渉で求めてゆく。すなわち、解雇に関する長期的協定締結を可能にするための早期の情報提供、解雇予告期間、転職のための職業再教育に対する援助、一時金に関する交渉の自由、職場内配置換えの可能性追求、雇用水準を維持するための労働時間と賃金に関する交渉の可能性、などである。

組合は、以下の諸点の実現をめざして尽力する。

——雇用と労働協約解消条件についての法律と政令の修正（これまでの法律は勤労者と組合の権限を一部制限しており、勤労者に不利であった）。

——新しい労働の場や新しい職場の創造を容易にする経済政策の導入。これは適切な税と信用貸

し政策によって行われる。このような方策はとりわけ小企業や家族経営企業に対して適用されるべきである。

——企業の財政難の解消は、従業員の解雇ではなく、生産性向上と企業内の組織再編によって行われること。

——公共事業などの政府介入を行い、各種サービスと家内工業を発展させる。

——失業の可能性のある年配者のために、定年前に自動的に年金生活に入る制度を作り、可能であればそれによって生じた欠員を若者の雇用で補充する。

——失業保険を社会保険に含める。

組合は、以下の活動を進めてゆく。

——解雇された人びとが個人として経済活動を営むための優先貸付枠について絶えず交渉をする。

——しかるべき機関（独立自治労組「連帶」の基金や経営財団）を通じて新しい職場の創造に努める。

——新しい職場の創造と独自の職業斡旋組織設立のために組合雇用確保基金を創設する。

組合は初めて就職する若者、および心身に障害をもつ人びとに雇用を保証するために新しい働き場所が創造されるように尽力する。

失業者に社会的援護を行う義務は主として国家および地方行政機関が負う。独立自治労組「連帶」は国の社会政策の形成と実行に参加してゆく。地方自治体においても失業者を援護する方策が不可欠である。組合は労働相談所の活動に活気を吹きこみ、失業対策の策定および実行に関して広範な権限を付与されたさまざまなレベルの雇用評議会の活動に積極的に参加してゆく

失業とその弊害を防止する措置は、次のような要件を備えてはならない。

——勤労者に有利な解雇条項。

——組合による解雇理由の検証。これには解雇差し止めの権限もふくまる。

——求職活動の可能性、将来的には組合による職業斡旋所（ここで失職した組合員への手当も支払われる）およびしかるべき保険機関の設立。

——労働市場変動の調査・研究、各種資格取得

の指導。

——国や自治体、組合、企業基金により職業再教育センターのための財政基盤を固めること。

——失業手当額の彈力的な形成。ここでの最低保障額が社会的最低限度額として機能する。

——職を失った人びと、あるいは学校卒業後に職を得られない人びとに対する手当額の多様化（年齢、勤務年数、家族状況による）。

——追加の失業保険を任意に掛けられること。

——私設の職業斡旋所、職業教育・再教育機関、保険機関、従業員の過剰あるいは不足の問題を抱えた企業のための相談所を自由に設立できること。

## 2 賃金

独立自治労組「連帶」は賃金の分野において独自の政策を打ち出さねばならない。組合は生活水準の向上をめざして、実質賃金の急激な日減りに反対する。

賃金の上昇に直接連動する高率の課税をわれわれは一時的な特例措置とみなす。それは賃金から自動機付け機能を奪うものである。われわれは、所有形態のいかんを問わずすべてのセクターに同一の賃金・税金政策を取るよう政府に要求する。それによって賃金が仕事の効率と結びつけられ、生産の活性化に有利な状況が生まれるだろう。

組合は「家族が食べてゆける賃金」の保証を追求し続ける。それは勤労者本人とその家族を養うことができ、母親が外に出て働くかなくてもよくなるような賃金である。

組合は以下に挙げる原則をもとに賃金政策を実行してゆく。

——報酬原則は明快かつ一般にわかりやすいものでなければならない。

——賃金は固定給と歩合給で構成されるべきである。固定給は労働力の提供という事実そのものに由来し、具体的な仕事内容に応じて算出される。歩合給は勤労者の労働の生産性と賃、そして企業の経営実績に基づくべきである。

——賃金額は全国規模、産業別、職能別、地域



fot. JAROSLAW STACHOWICZ

別、企業別に定期的に交渉され、労働組合と雇用主、国家、地方自治体の間で合意されるべきである。

——企業は独自の給与制度を制定する自由を有する。

——働く者の健康を損う出来高払い賃金体系は制限されるべきである。

賃金政策の主要な要素は最低保障賃金である。その額は社会的ミニマムに基づき、「連帯」全国委員会との交渉によって決められるべきである。

賃金全体に占める固定給の割合を可能な限り高め、企業の業績に起因する歩合給の変動によって労働者が負う賃金リスクを排除することが望ましい。一般的に、勤労者は企業の業績の良し悪しに対して重要な影響を及ぼしえないのである。

非産業部門の、国家予算によって決定される賃金の保護にも様々な方策が取られねばならない。それらの賃金は、製造業部門の賃金水準に対応すべきである。われわれは単純な体系の賃金規則を要求して政府と交渉してゆく。組合は、教育、養育、保険、学問、文化の分野で働く人々への報酬支払いが、交渉で決定されたスケジュールに従つ

て行われるよう法的な保証が作られることを目指してゆく。支払い遅滞の際には、組合はしかるべき遅滞利息の支払いを要求する。このためには、政府が地方予算の中の賃金支払いのための財源を保証する必要がある。国家会計の決算後に報酬基準単価の増額交渉を行なうべきである。それは予算で決められた賃金で働く人々の基本的生活手段を保証するものでなくてはならない。

連帯の精神に則り、われわれは、同一職場における他の従業員よりも劣悪な条件での雇用や、労働条件に起因する権利の一部剥奪は認めない。現在これに該当するのは、雇用局から賃金を受けている人びと——元囚人、産休中の妊娠、該当する常勤職のない専門家たちである。囚人、職業学校の生徒、心身障害者、および兵士とO.H.P.〔勤労奉仕青年団〕の若者たちも同様の状況に置かれている。

### 3 労働環境の保護

労働条件の悪化防止のために、組合は労働条件を保護する効果的なシステムの創造に取り組む。

そのシステムは、労働条件悪化を罰したりそれに 対する補償を求めたりするよりも、悪化を予防することを優先課題とし、国際的基準に依拠し、国家、雇用主、ならびに労働者とその社会的代表が協力して労働条件を順守することを保証するものとなる。

国の課題に属するのは、労働条件を監督するための諸機関の設置、しかるべき法律の制定、経済構造を利用した介入活動、教育・宣伝活動である。組合は国によるこれら課題の実現に影響を与えてゆくだろう。

労働条件改善に関する国の監督・調整活動には、国家労働監督局が主として当たるべきである。現在もこの機関は、勧告、指導、それに労働組合も含めて組織訓練という形で監督および予防活動を行っている。

組合は労働安全衛生担当の諸機関と効果的に協力して、民主的に選出された労働監督官を通して雇用主に影響を及ぼしてゆくだろう。

法律制定の分野では、われわれは以下の諸点を期待する。

——ポーランド共和国憲法に安全で健康を脅かされない仕事をする権利を明記する。

——労働の安全性に関するILO条約、とりわけ102号、121号、128号、159号の批准。

——労働の安全性についての法律制定。この法律は労働組合に企業の労働条件を監査する権利を与え、雇用主には、従業員にその職場において存在する、あるいは生じうる危険の内容、原因、人体への影響に関する情報を提供することを義務づける。

国家の介入は経済的刺激を利用して雇用者に適切な行為を強いるものであり、それには以下の点が含まれるべきである。

——事故と職業病のための保険の企業負担金を、その仕事の危険度に応じて細分化する。

——税金、貸し付け、関税の政策に職場の安全度を評価基準として導入する。

職場の安全を推進するために、安全基準違反に対する罰金と予防基金を財源とした労働安全基金設立が望まれる。その基金は職場の危険についての知識を普及させるための啓蒙・宣伝活

動を支援する。

職場の健康管理は予防と職場状況の調査、および被害者の治療に力を注ぐべきである。また、雇用主に対して、職場内健康管理の完備、およびその費用の直接的な負担または特定の形の保険による負担を法的に義務づけることが求められる。

職場の安全に関して独立自治労組「連帯」は次の活動を行ってゆく。

a) 労働環境保全に関する全国調整官による全国レベルでの部局を創設する。その役割は、

——労働条件を監督する国立機関および外国の同種機関との協力、

——職場の安全に関する全国委員会決議案の起草、

——教育の実施と教育・指導用教材の作成。

b) 各地区に労働安全部局を創設する。この部局は特に法的援助と介入活動に力を注ぐ。

c) 労働条件改善の分野での活動に対する補助金を組合に分配するよう国に要請する。

組合は、労働の場において人間を守るために活動を行っているすべての組織、団体、さらには安全な労働のための製品を作っている生産者とも協力する用意がある。

#### 4 エコロジー

組合は、人々が健康や生命を脅かされることのない環境のなかで、秩序ある空間環境のなかで、生きられるよう要求する。国民生活への脅威が眼前に迫っているなか、組合は断固として以下の3点を目標に尽力する。

——エコロジーに関する社会の意識を高める。

——社会が環境の現状に関する十全な情報を得られるようにする。

——政府および環境保護関係の諸部門が社会にとって有益な施策を取るように働きかける。

組合は円卓会議での取り決め、すなわち生態系を守りつつ国の発展をはかるという原則を認識し、生態系の平衡の保持、人間の健康を害さず、人間に活力を取り戻させるために不可欠な環境の保全をはかる、という取り決めを、自らの義務と考える。

## 5 住宅政策

住宅は国の社会経済政策の基本要素のひとつである。住宅不足や転居困難は、全国規模での失業問題解決を妨げる要因ともなっている。

現在の住宅政策には批判の声があがっている。組合は住宅建築計画の作成と、適切なクレジット制度の導入、また経済的に苦しい家庭への家賃補助を計るよう要求する。

組合は公共住宅建築の推進を要求するとともに、組合員によるあらゆる形の個人建築を援助する。標準的住宅のための支払いが、家庭の生活水準の急激な低下を招くようなことがあってはならない。

## 6 保健衛生と保険制度

保健衛生システムとその財政的運用方法は、根本的再編を必要としている。新しいシステムは、全体をカバーする強制加入健康保険を基本として機能し、これに他の保険や任意保障に加入する権利を加えたものとならねばならない。

勤労者、雇用主、地方自治体（国の保証を後盾とする）のそれぞれが出す分担金によって運営される全体保険は、社会契約に定められた基本的医療サービスを保証するものでなくてはならない。

組合は、健康保険分野の国家独占を廃す必要があると考える。

勤労者保険は、その勤労者の扶養家族にも医療を保証しなければならない。国の社会保障局は、年金・恩給受給者の分を出資し、地方自治体は定収入のない人々のために社会保障基金から出資すべきである。

全体保険と選択保険の扱うサービスの範囲については、国、社会、保険給付主体の間での協約が必要であり、組合はこの話し合いに当事者として関わって交渉してゆく。全体保険の分担金の割合は、大蔵・厚生両大臣の共同動議をもとに議会が決定すべきである。

人々は自分の住む地域で保健衛生サービスや医療、リハビリテーションを十分に利用できてしま



fot. ANNA BRZEZINSKA

るべきであり、その際医師や医療機関を選択する権利もなくてはならない。すべての勤労者に保健衛生サービスが保証されねばならない。

産業部門の専門保健衛生施設は、ILO条約161号にのっとり、職業病の予防と治療を行わねばならない。選択的団体保険は、企業や業界の出資によりそうした業界内、企業内に保健衛生施設を設置することを可能にする。

サントリウムの設置、運営、財源、医療サービス体系にも、新しい解決策が必要とされている。

## 7 社会保障、社会福祉、障害者のための活動

ILO条約102号と118号により、すべての国民は、国の経済的变化に適合した近代的社会保障制度の提供する保障を受ける権利を有する。財源の有効な調達と運用を実現するため、それぞれの保障分野ごとに別々の財源を作り出すことが必要である。

また、これらの資金の運用を監督するため、労働組合代表も加わったしかるべき機関を作る必要がある。

社会保障の財源供給には、雇用主だけでなく労働者も参加すべきである。これにより人々は、福祉サービス水準と自己の労働とが関連していることをよりよく理解するようになる。

年金・恩給システムには最も大きな改革が必要である。年金・恩給の評価換えを行い、現行法に起因する給付額その他の根拠なき不公平を是正することが不可欠である。年金・恩給からは、保障以外の要素を払拭すべきである。

また、以下の点も必要である。

——給付額決定の際の原則を改正し、保障期間の長さを金額に反映させること。

——国家勲章や名誉称号などの保持者に対する付加給付制を廃止する。

——保障期間として算定されるいわゆる「等価期間」原則を適切な形で整備する。

——特定の環境や特殊な性格の労働に従事する者にはしかるべき資格を与える制度を整備する。

この他の給付や社会保障の機能も明確に規定される必要がある。家族手当、養育手当の認定基準や給付額も交渉されねばならない。養育手当は、失業が増大しつつあるという観点からも変更が必要である。

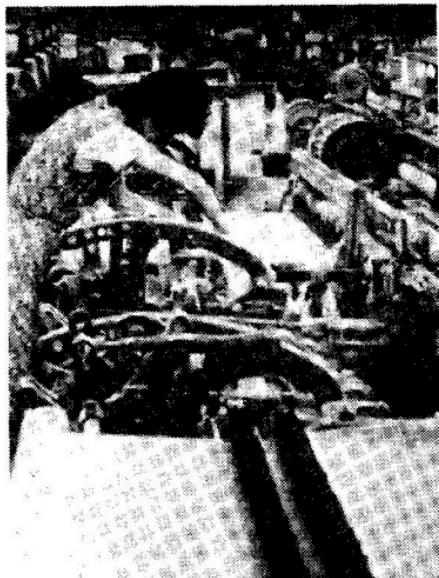
組合は、障害を持つ人々が社会の中で活動的生を送るのを妨げている技術的、社会的障壁を取り除くため、あらゆる方策を取ることを自らの責務と考える。

この目的を達成するため組合は、1971年に国連総会で採択された障害者宣言に従う。

障害を持つ人々の労働を通じてのリハビリテーションの面では、組合は首相に対し、国際労働協約第39条と168条ならびに ILO 条約第159号にのって障害者協同組合の組織と活動の変更や協同組合法の改正その他必要な法改正を検討するため、当事者をはじめた専門グループを任命するよう求める。

われわれは、企業内社会基金を当面維持し続けることに賛成である。その規模や利用は、労働組合と雇用主の合意によって決められるべきである。

われわれは、組合が定期的に社会最低賃金を算定することが必要と考える。賃金、恩給、年金、失業手当はこの最低水準を下回ってはならない。



組合は、十分な収入を得られない人々よりも良い生活条件で暮らせるよう努力していく。特に(障害などのため)働くことのできない人や保障を受ける資格を持たない人々に対する社会恩給に力を入れる。

組合は諸々の社会援助団体と協力し、社会的相互扶助のイニシアチブを支援する。

企業内の組合委員会は、定年退職や傷病退職する人々をも援助する。彼らが職場との絆を保持できるよう助け、リハビリテーションや休養を得られるよう計り、苦しい生活状況の時には援助していく。

組合は働く女性の権利を擁護し、「女の仕事」の軽視と闘い、同一労働同一賃金の原則を推進していく。

組合は、基本的必要なを満たし、不安のない生活を送る家庭の権利を守る。

## 8 国民教育と文化

独立自治労組「連帯」は、文化と広義の教育とが国民のアイデンティティの保持と発展や人間の

人格形成に果たす役割を十分に高く評価している。

国民教育の未来を考え、独立自治労組「連帯」は次のことを要求する。すなわち学校が生徒の民族的アイデンティティを育成し、異なった意見にも耳を傾ける忍耐力を教え、少数民族や少數派宗教信者のもつ彼らなりの教育をしたいとの熱望に応え、そして以下の諸点を通じて人々がヨーロッパ文化共同体の一員に加わるよう準備することである。

——民主主義教育のための教育システム改善を早急に行うべく行動を開始し、支援する。

——異なる種類の教育をするオルタナティヴ・スクール設立のためのイニシアティブを支援する。

——学校を社会の手に取り戻し、親、生徒、教師それぞれの権利を尊重する。

組合は学校の物質的基盤を改善し、教師という職業を再び尊厳あるものにするよう要求してゆく。独立自治労組「連帯」は、新しい国民教育法における教師の職業的・社会的地位は、教師とい

う職業に保証と安定を与えるものでなければならないと考える。

組合は、高等教育機関が、完全な自治と、すべての学内社会集団に運営への参加を認める民主的構造を持つてゐるような状態を目指して活動する。それ以外の教育機関においても自治権が保証されるよう、要求してゆく。また、成人が教育を受ける機会の拡充をめざし尽力する。

組合は、勤労者とその家族があらゆる面で文化的に自らを高めてゆけるよう保証することを、根本的な必要課題と考えている。それゆえ独立自治労組「連帯」は以下のことを行う。

——組合員がたやすく文化に触れる機会を得るよう、様々な形で努力する。

——国民文化の発展を日ざす芸術界のイニシアティブや、文化界の人々の生活防衛を支援する。

組合は独自の出版社、ラジオ・テレビ局、報道機関（日刊紙も含む）を通じて自らの理念を広く伝え、また印刷部門の基盤拡大をはかる。

組合は、国民のスポーツ、安価な旅行や休養の促進を活動目的の一つに掲げる。

#### IV 独立自治労組「連帯」——現代的労働組合

組合活動の基礎は、少数意見を尊重しつつ多数の意見に従うという民主主義にある。

連帯の伝統を堅持しつつ、組合は、あらゆる変化に対応する活動方法を編み出し、その組織構造を変化しつつある状況や新たな要求に適応できるものにしてゆく。勤労者の利益の守護者たる組合は、適切な法体系が形成され、またわれわれの利益となる国際法が制定されるよう求めてゆく。

##### 1 組合の自由に関する憲章

現行の労働組合法は廃止せねばならない。現行法は組合の自由を制限しており、現代ポーランドの体制的、経済的要請に応え得ないものとなっている。

われわれは、新しい労働組合法が、ポーランド共和国憲法、諸国際協定、ILO条約に基づいて、組合が正常に機能するために必要なことのみを定

めた、組合の自由に関する憲章となるよう望んでいる。新しい法律は勤労者のストライキ権を法的に保証するほか、以下の原則を満たさねばならない。

——働く者すべて（企業の所有形態〔国営か私営かなど〕や企業活動の性格にかかわらず）、および失業者、職業訓練中の青年すべてに、組合加入の権利がある。この原則はまた、現在労働組合結成を禁じられている職業集団、とりわけ国防部と内務省管轄下の企業や施設の勤労者にも適用される。

——労働組合は雇用主、国や地方行政機関、政党から独立した自治組織である。

——労働組合の内部法の基本的源泉は組合規約であり、規約作成の自由は組合組織の自治の表われであり保証でもある。特に組合の法人格に関しては、法律では一般的規定をするにとどめる。

——国家行政機関、地方自治体、雇用主には、

組合活動に適した状況を作り出す義務がある。

新しい労働組合法は、組合に以下の諸権利を保証しなければならない。

—組合の権利の基本を定める憲法草案や、組合の目的や課題にかかわる他の法案に意見を述べる権利。

—労働問題および社会保障などの問題について立法上のイニシアティブをとる権利。

—社会協約を結ぶ権利。これには職業間、職業別、地域内、企業内の団体交渉その他労働法に従って行われる交渉と合意が含まれる。

—企業内の規定を労働法と合致させる権利。

—組合の代表者が企業経営評議会組織に参加する権利。

—国家行政機関、地方自治体、雇用主から、組合の活動範囲内に含まれる事項に関するすべての情報と行政機関や企業の機能に関する情報を得る権利。ならびに、必要な場合には雇用主の費用負担によって企業の状況に関する専門的調査を行う権利。

—ストライキ権。これには連帯ストも含まれる。

—面倒な手続上の障害なしに自由に交渉する権利。

—労働者の利害に關係するあらゆる事項について団体交渉を開始する権利。組合法は、労使紛争が生じた場合雇用主が団体交渉に応じる義務を定めるべきである。

—組合活動家の権利擁護。これには組合設立準備委員会の活動家も含まれる。

—情報の自由な流通、およびマスコミを利用する権利。

—労働組合だけでなくその支部組織も法人資格を持つ権利。

## 2 活動の方法と手段

大変革と市場経済への移行は多種多様な衝突をもたらしている。しかし民主化の進みつつある環境のなかで、衝突し合う両者が敵対せずパートナーとなるチャンスが生まれている。交渉や折衝は紛争や困難を予防し、あるいは社会的に高くな

く圧力の高まりを回避して文明的な方法で問題を解決することを可能にする。

### 共同経営

円滑で効率的な企業経営は経営者の義務である。

労働組合は、企業所有形態のいかんにかかわらず雇用主への要求や交渉によって労働者の利益を守ってゆく。

組合は国営企業の経営組織に自らの候補者を立てる。また国営以外のセクターの企業経営機構においても職場代表権を保証し、そうした経営機構に「連帶」代表者が参加できるようにすることを要求してゆく。

企業より上のレベルでは、われわれは組合の意見や協議の必要な問題に関し、国や地方行政機関の経済政策に影響を及ぼしてゆく。その範囲や制度的形態は法律で定められるべきである。

労働制度に関するすべての決定に際し、労働組合には決定的な発言権があり、また協議手続きはその権利を現実に行使できるよう保証するものでなければならない。組合は労働時間や労働の安全性、雇用原則、失業者保護、保険制度などに関する現代的法律の整備へ向けて努力する。

### 協定、紛争、団体交渉

組合は、地域別、産業別、職業別、企業別といった諸領域における団体協定、交渉、合意が、労働条件を決定する上で重要な役割を果たすべきだと考える。その協定や交渉の内容は、労働と賃金と労使双方の義務にかかるあらゆる条件を包含するべきである。

労使紛争の調停は、社会的コストを最低限に押さえるという原則にのっとって交渉を行う自由を保証しなければならない。

組合は、交渉相手が法的主体としてまた所有主体として眞の雇用主となることを求めている。そのような雇用主およびその代表だけが、責任ある協定や交渉や合意の相手となることができるからである。

交渉と協定締結のためには、必要な情報が広く利用可能でなくてはならない。様々な意思決定レ



Phot. JAROSZ MAREK

ベルの情報が労働組合に知らされなければならず、なかでも企業の経営・財政状態の監査を、企業側の費用負担によって組合が定期的に行えるようすすべきである。これは特に人員削減や倒産の危機に直面した時に実施されねばならない。

### プロフェッショナリズム

現代的組合は、訓練された活動家、助言を与える専門家、専任のスペシャリスト、情報の有効な流れ、自己採算の財政、圧力手段の巧みな利用などに支えられた、プロフェッショナリズム的性格を持つ活動を進めねばならない。

組合の地域指導部、全国指導部、そして産別・職業別各部局には、活動家の養成制度を作り、また専門家の支援を受けられる体制づくりをする義務がある。

特にこの目的のために全国委員会付属の組合学校を設立し、この学校で各地域の活動家育成に携わる教員を養成する。

### 3 組合の内部組織

わが組合の構造の基本は、地域別構造である。

経済・社会生活の変革に参加し、また増加しつつある利害対立を解決するために、現存の組合構造を実際の必要や状況変化に適応させることが求められている。

それゆえ、組合構造をより多様化し、個々の組合支部により大きな自治権を認める必要がある。

### 組合員

1981年に1000万人を擁した組合は、8年の歳月の間に非合法化や弾圧の結果多くの組合員を失い、そしてここ1年間にも体制変化の結果やはり組合員を失った。多くの者が国を去り、一部は個人経営の道に入つて企業家となり、また多くの者が市民委員会や政党や議会や政府などの活動に身を投じた。こうした絶え間ない人員流出は確かに組合にとって痛手ではあるが、避けないことであった。組合が、国や地方の社会活動に従事しようとする人々の良い養成所となったことは、疑いもなく満足すべきことである。

組合は今日200万人の組合員を有している。恐怖と弾圧と「新組合」加盟を誘うプロパガンダの時代を経て、なおこれだけ多くの者が独立自治労組「連帯」への加入を表明したという事実を、われ

われは誇って良いだろう。

組合員の拡大は組合の第1の課題となるべきである。組合への参加がすべての労働者に魅力的なものとならねばならない。当面、3つの労働者集団をわれわれの特別の働きかけの対象とすべきである。第1は若者である。危機によって多大の影響を受け、将来の展望のなさに絶望することも多く、人生の道に迷っている若者たち。第2は職場の管理スタッフや技術スタッフである。組合はこれまで彼らの抱える問題についてあまり考えてこなかった。第3は非国営セクターの労働者である。この人々は、雇用主の反対により、労働組合を結成することがほとんどできずにいる。

組合の地区調整委員会や企業間調整委員会が地区組織を作り、企業内「連帯」組織がない企業(国営、共同経営、私営を問わず)の労働者がこれに加盟できる形にすることを、もっと考慮すべきである。

「連帯」が組合員の利益を守り、活動的かつ有效地に組合員の利害を代表するようになれば、「連帯」の魅力は増すであろう。このことは、独立自治労組「連帯」の組合員が、すべての組合基礎組織において組合活動をより一層強化し努力せねばならないことを意味する。

### 企業内の組合組織

組合の基礎組織のうち最も重要なのは企業内組織である。労働者を守り、望ましい経済改革を促進し、所有関係の変革が与える経済的・社会的影響を監視し、経済的根拠のない、あるいは法に違反した團体解雇や一時帰休に反対するという大きな責務が、企業内組合組織の肩にかかっている。これらの課題の実現のため企業内委員会は地方本部と緊密な連絡を維持しなければならない。企業内組織は、集まって中間的な地区組織を作ったり、職業別や産業別の部門を形成したりすることができる。

### 中間的地区組織

組合員や組合基礎組織は、共通の目的を実現するため互いに合意を結んだり共同組織を作ったりする権利を有する。この権利により、また地方

それぞれの必要に応じて、多くの地区で企業内組織連合による中間的基礎組織が作られた。それらは地方本部のある都市から離れた地域の中心的な市や町において活動している。こうした中間的組織は、組合機構固有の規約上の諸権利を持っていないため、一律の原則に従って行動する必要はない。その活動内容、組織のしかた、財政運営の方法は、関係する企業の組合委員会が、規約上の制限や個々の地区の必要を考慮しつつ決定する。中間的地区組織はそれぞれの地方の組合委員会に登録される。

### 産別部門

産別部門の基本任務には、その産業特有の問題に関する行動を起こし調整することが含まれている。特に団体協約の締結、組合内の産業集団や職業集団の利害の代表、雇用主や国・地方行政機関に対し組合を代表して交渉する、といったことがその任務である。産別部門は組合と組合指導部を実務的に支える。

産業内の細分化された諸部門が合同したこと、その交渉権限が拡大したこと、全国委員会で決定された原則により産別部門に各産業にかかる問題に対する決定的発言権と財政的自治が認められたこと、そして産別部門代表が全国委員会の会合への出席権を保証されたことなどにより、今後産別部門の役割は大きくなつてゆくであろう。

産別部門の国際的産別労働組合組織への加盟は、組合全国指導部の定める原則に従って行われねばならない。

### 地方指導部、全国指導部

組合の地方指導部と全国指導部は、すべての基礎組織と組合員の役に立つ存在でありつけ、外部に対しては組合を代表する。

地方本部は地方内での組合活動を調整するとともに、企業や産業部門との連絡、労働の擁護・仲裁、訓練や専門家による調査、出版・情報活動などを通じて、各基礎組織や組合員のために専門的援助を組織する。

全国規模での状況分析の任務は全国指導部の責任である。

#### 4 外国との関係

組合の外国との接触は1980年に始まった。国際自由労連（I C F T U）と世界労働総同盟（W C L）は戒厳令と非法化の時代に独立自治労組「連帯」を支援してくれた。I C F T UとW C Lがともに1986年11月に「連帯」の加盟を承認したことは、最も力強い政治的支援の表現であった。

困難の時代に組合を支援してくれたすべての人々に、われわれは深い感謝を表明する。われわれは、その時期に友好の絆で結ばれた組合団体との協力を今後とも続けてゆく。

組合の外交政策の一般的路線は全国指導部が定めるが、各地方の組合組織も外国の組合組織と開

けを結ぶ自由を持つ。外国組合との協約締結、研修や外国訪問は全国委員会に報告せねばならない。

独立自治労組「連帯」は I L O の活動に参加し、I C F T U や W C L に加盟するほかの組合団体と協力する。また、それ以外の組合団体と協力する用意もある。

われわれには、民主主義への移行途上にある世界中の国々、なかでも特に東欧・中欧諸国での独立労働組合運動を支援する道義的義務があると考える。

組合は、ポーランドにおける地方自治の復活、市場経済の発展、学術・教育・文化界の創造的発展のために役立つあらゆる国際的関係樹立のイニシアティブを取ってゆく。

\*

\*

\*

\*

\*

われわれは大いなる挑戦をしようとしている。われわれ自身が始めたポーランドの平和的革命からわれわれが身を引くことは許されない。この革命への参加を、われわれの基本的課題、すなわち勤労者の権利と利益の擁護と結びつけねばならない。40年の共産主義支配の残した大きな負の遺産を考えれば、これは容易な仕事ではない。国は巨額の負債を抱え、経済は破綻し、社会は文明に遅れをとり、政治の舞台は空っぽである。このツケが清算されねばならない。組合はこの苦い真実を

隠さずに公言し、現実的に可能なこと——非人間的な共産主義体制の崩壊に伴うコストを最低限に押さえて民主主義的秩序を建設すること——に努力を傾けねばならない。

挑戦する仕事が大きいことは、組合にとってチャンスである。もしもうまくやり遂げれば、組合は力を取り戻し、新生ポーランドの中に自らの場所を確保し、国際的な権威も保ち続けることができる。

【訳：篠崎誠一・高橋初子】



# スウプスクの鉄道ストライキ

## 労働者の不満に「連帯」政権はどう答えるか

Railway Strike at Słupsk  
Gazeta International, No. 14, 7 June 1990

**【編集部注】** 5月10日、ポーランド北部のバルト海沿岸地方の町スウプスク（グダンスク西方約100キロ）で、待遇改善と組織改革を求めて鉄道労働者がハンストに突入、やがてポーランド北半部の全鉄道網を巻き込んだ大規模なストライキ闘争に発展した。闘いの中心となったのは、国営鉄道の自動化／電気通信工場部門労組連合、從業員労組連合、機関士労組の3組合で、いずれも「連帯」には非加盟であった。スト労働者の支援要請を受けた「連帯」、旧官製労組OPZZ、「連帯80」（反ワレサ派「連帯」活動家による労組組織）の3者のうち、「連帯」はただちにマゾヴィエツキ政権との仲介に動いたが、後二者は政府に対する対決姿勢を強めた。結局、クーロン労相やワレサ委員長の介入により、当面、全面対決的局面は回避されたが、急激な経済改革による労働者の生活苦という背後に、ある根本問題は未解決である。

[訳：湯川 順夫]

スウプスクでの事態はすべての人にとって決して青天の霹靂の出来事ではなかっただろう。鉄道労働者は自分たちの待遇改善を求めて1989年8月以来闘ってきた。このとき、前政府との間で協定が結ばれた。スト労働者によれば、この協定はまったく尊重されなかった。1990年3月と4月に、鉄道労働者は抗議行動を再開した。

4月の交渉の結果、ポーランド国営鉄道の改革のための運輸省計画が生まれた。この計画は「連帯」提案に近いものであった。鉄道労働者はこの改革計画に満足せず、1990年5月10日にスウプスクでハンガーストライキを始めた。

ストライキに関するポーランドの法律はなきに等しいほどのずさんなものである。

1982年の労働組合法（とその修正法）は、昨年政府と「連帯」がともに「許しがたいもの」と認めたにもかかわらず、今なお生きている。この法によれば、ストライキはそれが正当なものであろうとなかろうと、不可能なのである。指定されて仲裁者としての役割を果たす機関が実際には存在していない。

現政府は1982年の法を適用していない。この法

に従えば、鉄道停止の損害はストをする労働者が負担しなければならない。もしわれわれがストに関するきちんとした法をもっていたならば、A・ミオドヴィチは非合法の抗議行動に支持を宣言する前にもっと慎重に考えたことだろう。

新政府が成立してから9カ月になるがその間、労働組合法については何の取組みもなされてこなかった。労働組合法の改革に向かた唯一のイニシアチブは昨年、労働省によって取られた。これは全面的なものでなかったので、すぐに忘れ去られてしまった。

「連帯」系議員はこの問題に関心を寄せてこなかった。すべての人が、ポーランドの新しい政治情勢が自動的にストの危険を取り除いてくれるだろうと考えたようである。

この鉄道ストは、政府と国会と組合の側の怠慢が重大な損害をもたらしかねないということを証明した。ストライキ法はただちに改正されなければならない。

ストライキという武器に訴える勢力が鉄道労働者だけであるなどとはおよそ考へられないからである。

## 今日も列車は動かず——鉄道スト日誌

5月23日 3日目を迎えた鉄道スト

すでに43人の鉄道労働者がスウプスクでハンガーストライキに入っている。ミアストコでは5名の鉄道労働者がハンストに突入した。スマグノでは、鉄道信号扱所の占拠が続いている。西部ポモージェ地域はスウプスク、シチェチネク、ビワ・クシシという3つの主要鉄道乗換駅でのストライキによって事実上麻痺状態となった。午前8時、ビドゴシチ東駅のストライキ労働者が機関車操車場の作業を停止した。午前8時45分、ボネントフ駅の労働者がシロンスク・港湾間の石炭輸送幹線を封鎖し始め、長距離旅客列車だけが通過を許された。10時20分、ウロツワフ乗換駅の作業が停止した。正午から午後1時までの間にトルンでは警告ストが発表された。トルンでは同時に、11人の鉄道労働者がハンストをやめた。午後5時、2時間の警告ストがウロツワフで始まった。

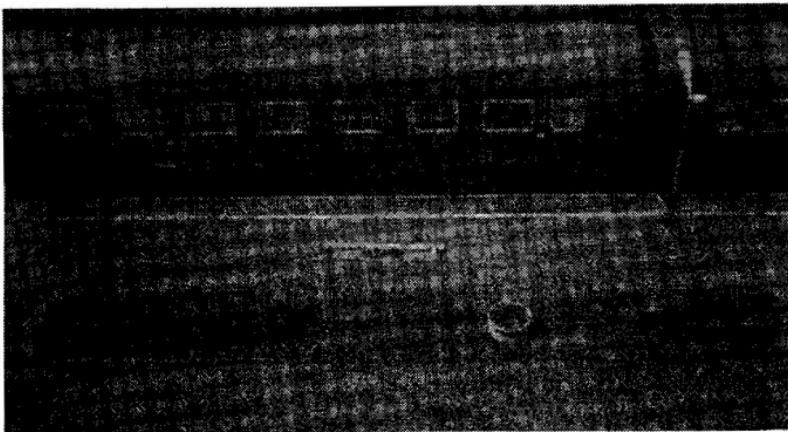
午後に入って、スウプスク知事のA・シエバヌスキがハンスト労働者を訪れ、労働者と政府との間の仲介役を務めることを約束した。スウプ

スク・ストライキ委員会は、ワレサ、旧官製労組OPZZ議長のA・ミオドヴィチ、「連帯80」の指導者のM・ユルチクがただちにスウプスクにやって来るよう要求した。

夜、シチェチン港湾中央駅の労働者が座り込みストに入ると発表。

M・ニエザビトフスカ政府スポーツパーソンは緊急記者会見で次のようにコメントした。「このストライキ行動はポーランドの改革が重大な局面を迎える時期に始まった。こうした行動は労働組合の立場とは矛盾する。ストライキとハンストは全体主義国家にたいして行使される行動方式である。ポーランドは今や民主主義国家である。合法的手段のすべてが試されてしまったわけではない。交渉が進んでいた。ポーランド鉄道網の組織的改革が準備されており、そこには人事異動や賃金制度の変更も含まれる。現在のストの性格はもっぱら経済的なもので、これ以上の紙幣を放出することは破局につながるだけである。グダンスクでの即時の交渉を求めた『連帯』全国委員会の

スウプスク駅に止まつたまま動かない列車



最後通牒は受け入れられなかった。なぜなら、それはいかなる民主国家にも存在する政府と労働組合との関係の本質そのものを脅かすものだったからである」。

首相顧問団議長のW・クチンスキも次のようにコメントした。「予算全体を通じて、賃金表の基準が引き下げられたということを政府は知っている。この問題は改革の導入によっては解決されてこなかったし、これからそれに取り組まなければならないが、それはあくまでもこれ以上紙幣を発行することなく予算限度の枠内においてである。鉄道労働者の要求は過大であり、鉄道運賃の大幅な値上げによってはじめて満たすことができるだろうが、運賃値上げは今度は全般的な物価上昇を引き起こすだろう。スト労働者の要求に政府が屈服することはまた、他の一連の要求とストを解き放つことになり、インフレが復活し、国家補助金体制に逆戻りすることになる。このことは、政府の経済政策が崩壊し、外国からの援助がこなくなることを意味するだろう。この援助は主として経済政策の成功いかんにかかっているのだから」。

### 5月24日——クーロン大臣らと交渉始まる

午前11時、労働大臣のJ・クーロン、大蔵次官のR・バズロ、運輸大臣のF・A・ヴィエラテク、運輸次官のE・ワリゴルスキがワルシャワで交渉に臨んだ。彼らは4つの鉄道労働組合本部の代表および「連帯」代表のM・ボニ、M・ヤンコフスキ、M・クチャクレフスキと会った。OPZZからはA・ミオドヴィチ委員長とW・マルチニクが参加した。「連帯80」グループの代表である弁護士のM・ビエンコフスキもこの交渉に出席した。

ミオドヴィチはスウプスクのスト労働者が政府との交渉の権限を彼に委任したことを示す文書をこの会談に提出した。彼の唯一の望みは、政府を説得してその代表をスウプスクに派遣させ、そこで交渉されることであった。(鉄道労働者「連帯」を除いた)他の3組合の代表も彼と同じ立場であった。

政府の代表は、ストライキが続いている間はスウプスクには行かないし、給与制度について話し

### 賃上げと組織構造の改革を

#### 鉄道労働者の要求

ストライキ労働者は、5大主要経済部門の従業員の給与の110%までの賃上げという要求に加えて、運輸・海洋経済省がポーランド国営鉄道の全面的な構造改革を立案することを望んでいる。これらの労働者は、専門職を優遇し管理部門職員の人員を削減することを望んでいる。

スト労働者はまた、国営鉄道経営システムの内部改革を要求している。

1990年9月1日まで旅客運賃と貨物運賃は値上げすべきではない、とされる。

全労働者にスト中も給料が支払われるべきで、スト組織者や参加者に罰則を課すべきではない、という要求も含まれる。

合うこともしない、と述べた。

午後5時15分、国営鉄道網自動化／電気通信工場部門連合、ポーランド国営鉄道従業員労働組合連合、ポーランド国営鉄道機関車労働組合の3つの組合は政府との交渉を打ち切った。3組合は抗議行動委員会を結成し、スウプスクに行ったが、鉄道労働者にはストを拡大しないように訴えた。

午後6時15分、マゾヴィエツキ首相は鉄道労働者「連帯」の全国部会と会った。彼は2時間半の会談を終えて「鉄道労働者がスト行動を拡大しないよう強く希望する」とのコメントを明らかにし、賃金制度に関する政府の立場は変わっていないと付け加えた。

バルツェロヴィチ副首相・蔵相は国会で声明し、政府の立場を明らかにした。「ポーランド政府は鉄道網改革計画のすみやかな実施が優先課題であるとみなしている。改革の結果、組織構造は簡素化され、行政管理部門の過剰人員が解消され、その他の経済的効果も得られるだろう。政府がワリブルスキ運輸次官をポーランド国営鉄道改革の取組み担当に任命したのはこのためである」。

「以前の発表どおりに、政府が賃金の一定の手

直しを実施するつもりであるということを思い起こしておいてほしい。しかし、これは今年の最初の5ヵ月間の経済実績、とりわけインフレ率によって決まるだろう。この手直しは現行経済政策の枠内にとどまる必要がある。だが、政府は、経済政策の将来を台無しにするような、さらにはストライキ状態の下で提起されるような賃上げ要求に屈服するわけにはいかない。また、運輸大臣がボーランド国営鉄道ボモージェ地方管区委員会責任者を解任したという事実を明らかにしておきたい」。

夕方の記者会見の席上で鉄道労働者「連帯」議長のJ・ドンプロフスキは次のように語った。「鉄道労働者によって展開されている抗議行動はすべてA・ミオドヴィチとM・ユルチクに対する支持を意味する。それは政府を転覆しかねないものである。大がかりな政治的ゲームが展開されている。政府は総合的な改革政策を準備しており、ストライキが終了したときにはじめて交渉開始が可能になる。閣議の声明は財政問題の話合いの可能性を排除するものではない」。

その日、A・ミオドヴィチとM・ビエンコフスキとが記者会見を行った。ミオドヴィチは、鉄道労働者のストを支援することは政府転覆を意味するものではなく、ただ一部の閣僚を更迭したかったにすぎない、OPZZは鉄道労働者を財政的、法的に支援するだろう、と述べた。彼はさらに、

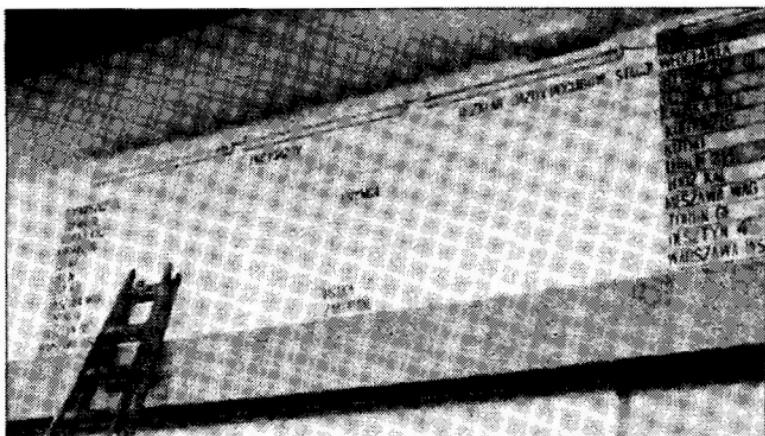
自分がM・ユルチクと政府転覆のために協力し合うという計画はないと言った。しかし、2人はは、労働組合は急進的でびしきりの要求を掲げるべきものであるという点では意見の一一致をみたという。

### 5月25日 ワレサ、スト中止を勧告

政府はスト労働者の賃金要求に対するその強硬な立場を変えなかった。ワレサはラジオのインタビューで、要求は支持するが政府の改革政策をつぶそうとする試みはやめるべきであるとスト労働者に警告した。彼はまたA・ミオドヴィチを非難して「『新しい英雄』たちがスウプスクに行って混乱を拡大しようとしている。何かというと政治局に赴いていたのがそれほど違ひ昔のことではない」という事実を彼らは忘れてしまったようだ」と語った。

スト労働者と政府との交渉は行われなかった。その後、ストは拡大したが、その規模は日中になって小さくなっていた。午後2時、43人のハンスト労働者がストを中止した。そのうちの19人がスウプスクの地方病院に入院した。医師によると、彼らの症状は悪くないという。他にも3人のハンスト労働者が別の病院に収容された。それより数時間前に、ストライキ労働者は全国抗議委員会を結成していた。これは3つの労働組合の指導

今日は列車の発着はなし



者および地域間ストライキ委員会を含むものであつた。

新しい委員会は情報を全面的にシャットアウトした。すべての情報と声明はストライキ報道本部の検閲を受ける必要があり、スト労働者がジャーナリストと話すことは許されなかつた。

グダンスクのヤンコフスキ神父がスウブスクにやって来てスト労働者と会つた。神父は、労働者を説得してハンストのみならずスト全体を中止させ、鉄道網を正常に戻そうと考えたのであつた。

しかし、スト指導者は、政府代表がスウブスクに来るべきであるという要求を断固として堅持し、合意が得られるまで鉄道網を麻痺させ続けるという決意を固めていた。

スウブスク最大の鉄道職場である機関車操車場は、スト労働者の要求を支持したものの、ストには参加しなかつた。ポーランド国営鉄道北部管区管理委員会とポモージェ鉄道労働者「連帯」の代表が、スト突入中の駅の労働者に会つた。

この日はその後、ボネットフ、ビドゴシチ、ト

ルン、チェフ、ザヤチコヴォ・チエフスキの駅がストを中止した。グルジョンツの鉄道労働者は、スウブスクでのハンストの中止を知ってスト計画を取りやめた。午後9時、グダンスク・ワルシャワ間の路線の運行が再開された。

O P Z Z 報道局の S・ヴィレンスキは『ガゼータ』紙の記者に「抗議行動委員会を結成した鉄道組合本部は自立した独立組織である。それらの労働者は O P Z Z の組合員であるが、われわれの指導部は誰一人として彼らにそうした決定を強制したことではない」と語った。

午後、マゾヴィエツキ首相がヴロツワフで演説し、スト労働者にたいする政府の立場を改めて説明した。彼はまた、地方選挙がポーランドの改革を促進する要素になると語った。

## 5月26日——ワレサ、スウブスクに

スウブスク鉄道労働者の代表がクーロン労働大臣、ヴィエラデク運輸大臣、ストクウォサ上院議

### ストは民主主義に対する脅威である

#### 5月25日、ヴロツワフでのマゾヴィエツキ首相の演説から

首相就任を受け入れたとき、私は諸君に、私たちには困難な道を歩むだろし、それは諸君にも私にも厳しいものになるだろと述べた。しかし、私たち全員は社会を損なうためでなく、効率を高めるためにこの道を選んだのだということを知っている。この道は私たちすべてに多くのものを要求する。それは社会のもっとも積極的な部分の意識の変革を必要とする。それは、L・ワレサがまさに「闘争陣形から労働陣形への切り替え」と的確に表現したものが必要としているのである。

現在、われわれの経済政策ははじめて鉄道ストという形の挑戦に直面している。これら労働者は社会の疲弊と苛立ちの兆候を示すものだが、同時にわれわれの経済改革についての理解

の欠如をも証明している。労働者は、経済の神経系統である交通を麻痺させることによって、これらの改革を遅延させてているのだ。スト労働者の経済要求に応じるということは、「紙切れ同然の」紙幣を印刷することを意味する。

バルツェロヴィチ副首相が発表した声明の中で、政府がその立場を表明したのはそのためである。政府はスト労働者の賃上げ要求を認めることはできないし、経済を麻痺させるストの下では、あるいはストの威嚇の下ではこれら労働者との話し合いに応じるつもりはない。

鉄道ストはわれわれ全員にとって危険である。それはただ経済的理由からだけではない。それはおそらく、スト労働者の意図に反して、われわれの新しい民主主義にとって脅威となつてゐる。

員と会談するためにワルシャワにやって来た。ストクウォサ上院議員はスト労働者に仲介役になるよう要請されたのであった。午後2時、会談は決裂した。機関士組合「連帯」の委員長であるJ・ザボロフスキはいかなる建設的な結論にも到達しなかったとコメントした。

ビドゴシチでは、地域「連帯」委員会が緊急会議を呼びかけ、組合員にストの即時中止を訴えた。鉄道労働者「連帯」全国本部は、スト行動が今では政治的性格を帯びるようになったのでそれに参加しないと発表した。

夜の間に、ワレサがスウプスクにやって来てスト労働者と会談した。彼はストを2週間中止して政府との交渉を始めるよう要請し、2週間後にスウプスクに戻って来て交渉をまとめようと提案した。ここでは何の合意も得られなかった。ワレサはグダンスクに戻った。

### 5月27日——スト拡大？

スト労働者は、政府代表がスウプスクに来ない場合、5月28日の3時から5時までグティニアでは通勤列車が動かなくなるだろう、と発表し、5月28日正午から30分のセネストに入ると威嚇した。それでもなお政府側の対応が見られない場合には、5月29日午後6時からすべての貨物列車を止める計画であり、深夜まで待って政府の積極的な対応がなければ、旅客列車をも止めるというのである。

ポーランド通信からの情報によれば、政府代表がスウプスクにやって来れば、いつでもその行動を中止するという。

### 5月28日——ストを中止

争議の中心地スウプスクへのL・ワレサの2度目の訪問を受けて、鉄道労働者は5月28日早朝、ストライキを中止した。政府はポーランド国営鉄道の状態について組合員と話し合うことに同意した。ワレサは2週間後にスウプスクでもう1度組合員と会う予定である。

スウプスク鉄道労働者のスト中止決定を受け

て、それ以外の駅の労働者も抗議行動を中止した。28日朝、最初の地方旅客列車と長距離列車がそれらの駅を出發した。国営鉄道管理委員会は、5月30日午前0時1分時点では全旅客列車が時刻表どおりに運行する予定であると発表した。貨物列車も正常運行に戻るはずである。

ポーランド鉄道労働者全国抗議委員会は、ワレサとの会談後、次のようなコミュニケを発表した。「われわれはともに12項目要求の達成に努めていこう、ポーランド社会全体がポーランド経済の危機を平等に負担すべきであるという点をタデウシュ・マゾヴィエツキ首相に伝えるものである」。

しかし、28日に明かにされた声明では、A・ヴィエラデク運輸大臣は政府の意図をより限定したものにしてしまったようである。すなわち、彼は「鉄道の運行が正常に戻り、ストの影響を調査した後で、国営鉄道管理委員会は鉄道労働組合代表と会談し、企業の状況について討論するだろう」と述べた。

それでも、以前の政府の声明にもとづいて政府代表は、給与問題を含むスウプスクのスト労働者の要求についても鉄道労働組合代表と交渉することになるだろう。

「連帯」は交渉のスケジュールを決める予備会談が今週中にも開かれるものと期待している。



# 過渡期のジレンマ——ポーランドの場合

ヤドヴィガ・スタニシキス

Dylematy okresu przejściowego: przypadek Polski, Jadwiga Staniszkois  
Tygodnik Solidarność, nr. 22(89), 1 czerwca 1990

「歴史の終焉」に関するフクヤマ氏のメッセージは東欧を直撃した。なぜなら、資本主義への復帰（脱出）の必要性に対する確信、西欧で検証された法に基づく政府と政治的多元主義への傾倒は一般的になっており、もしくは歴史の経験から学んだ危険についての確信が支配的になっているからである。しかし同時にポーランドの（つまり最も急激な変革を遂げる国）公的生活の観察者にショックを与えるのは、矛盾とジレンマがますます激しい形で現れてくる過渡期の現象である。

## 民主主義に対する脅威

第1に、「連帯」が勝利を収めた国会議員選挙のあとの1年間で、「ワイマール症候群」を思わせる政治的雰囲気が強まってきた。それは自前の民主主義体制に対する一種独特的の懷疑主義を伴っている。第2に、現実的社会主义から資本主義経済への移行の可能性とその手段に対して疑惑と不安が深まっている。

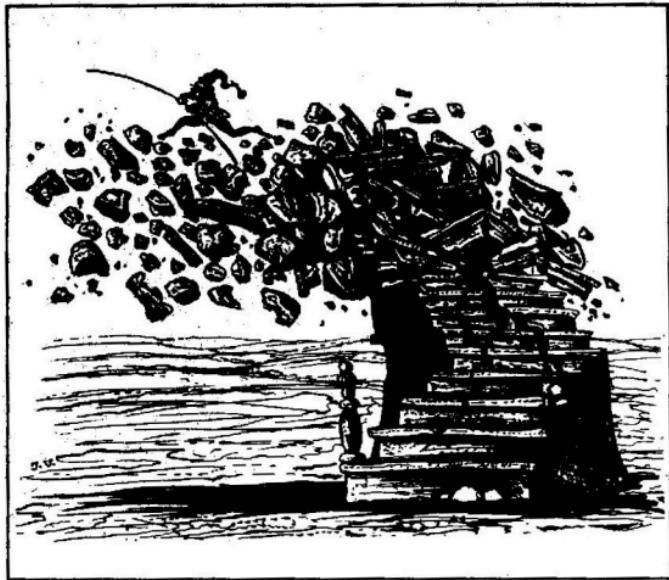
「ワイマール症候群」は無気力とシニシズムを増大させ、何よりもまず民主主義にとっての脅威と思われている。しかしそれは変革の過程それ自体がらもたらすものである。脅威の源泉の1つは政治的要求の集団的表現形態そのものの解体の必要性である。この形態は、変革の第1の局面においては変身過程を始めるために不可避であり、必然であった。政治的原理主義について言えば、今日それは漸進的変革の綱領の対極にある。

生まれつつある民主主義にとってもう1つの脅威は、たとえば民営化のように、「上から」の一連の変革が、必要とされていることである。ここでは国家の役割が鍵になる——なぜなら、小さな（そして退化的烙印を押された）伝統的民営部門

の緩慢な拡張は期待できないからである。さらには、この類の変革には不可欠な一連の社会的土壤、組織、それに期待できる利益が欠けている。それらは上からつくり出さねばならない。したがって新しいエリートたちは、自覚した集団の利益を代表するより、むしろみずから見解を宣伝することになる。その行く手に待つのは、政治的プロセスへの集団的参加の代用品としての社会の全面的信頼（かつての全面的拒否のように）と反対派（および元体制派）エリートたちの一部のコンセンサス、という状況である。

民主主義にとっての次の脅威は憲法制度の舞台裏にある——植民地国家構造の殘滓である。それはコメコンとワルシャワ条約に対してポーランドが義務を履行するよう迫る。その従属性の上に、新たな従属の構造と新たなるポーランド辺境化のジレンマが加わる。西側の分業に加わろうとする試みが進行するにつれ、2つの従属性——旧と新——は経済に分裂をもたらし、新生国家による残された蓄えの処分権を制限する。

民主主義にとって重大な脅威は、つまるところ、政治体制に組みこまれた政府と大統領府の関係のあいまいさである。このあいまいさは「円卓会議」の署名者たちの思惑では変革の過程における安全装置となるはずだった。結果はかつて共産党が果たしていた保証人の役割を大統領制が引き継ぐことであった——もっとも、組織としては弱いが。この法律上のあいまいさは、しかし、将来において権威主義の出現（たとえば、ペロン〔アルゼンチン大統領〕のように）と人民主義を許すかもしれない。後者は、政治への人衆参加の欠如がもたらすうらみづらみを人民主的大統領というスタイルによって解消せざるかもしれない。たとえば、「官僚」や専門家を指揮する際に——規定の



rys. JACEK URBANSKI

手続を踏まない場合——大衆の眞の政治参加ではなく、「大衆の名」が用いられる。上記にとて好都合なのは「過渡的な」期間の次にやってくる民主主義の脅威である。なぜなら、グラムシ的な意味での市民社会、エリートの主導権を投げ捨てた社会にはもはや（信頼できる政府の出現と同時に）出番がないからである。同時に、ヘーゲル的な意味での市民社会もいまだ（経済基盤を欠いているがゆえに）生まれていない。もしそれがあったならば、現代国家機能に媒介されて、社会を構成する永続的で積極的な要素になっていただろうが。共産主義者に対抗する社会を一気に組織するという原理主義者のレトリックはいまや虫喰い穴だらけであり、あらゆる多様性と相互調整を尊重する合理的な政治はいまだ現れていない。社会はなお、霧散しつつある国家管理経済の影響下に留まりつづけるだろう。そしてただ1つ明白な対立として残るのが農民とのあづれきである。もっともその農民にしたところで（個人農だとしても）國家の管理下にある。なぜなら、かれらは買い上げ価格の最低保障を国家に求め、痛みを伴うがしかし必要不可欠な経済的適応（たとえば経営管理

組織と生産性の改善）を政治的方策によって避けようとするからだ。

民主主義体制の効果に対する疑念（ワイマール共和国に酷似）は地方選挙に臨む態度に現れている。候補者に対する無関心や嫌悪、誰が（どういう政策か）選ばれるかななどといった問題ではないという考えは、物質的な制限を考えれば政策が実現されるチャンスは少ないという確信から導かれてくる。選挙はこうした状況においてあたかも（1989年6月のように）再度の国民投票であるかのごとく扱われる。ただ、今度は候補者を推薦するそれぞの団体の政治的ランク付け（市民委員会対諸政党）が問題になる。獲得された票はあたかも関連勢力として、舞台裏での政治ゲーム用資金源として扱われる——候補者を推薦する各団体間（および政治路線間）で。それは同時に連合形態の賛否を問う国民投票にもなる。その形態の特徴は、漠然とした政治的一体性と最低限の連立を原則とした活動（インドの国民會議派のように）である。この形態の枠内においては政治ゲームの公開性を（「過渡的な」期間に）限定する「制御された」民主主義というスローガンが機能する。この原則

は「自然発生的な」民主主義に対立する。

上記のことには——それもまたワイマール共和国に特徴的なことであったが——非現実的な雰囲気が伴っている。それは、一般的に想像される革命と現実に行われている「上からの革命」との間のすれに関係がある(一般的に想像される革命は、現状の変革と独自の「文化革命」のカテゴリーに属し、制度的、法的な変革ではないのだ)。さらには、東欧において明らかなように(革命の歴史からあらかじめ分かるように)、転機に重大な効果を与えるのは国家の強化と新しいエリートの発言に対する社会の同意であり、それは旧体制のエリートが強制しても得られなかったものである。変化に伴う非現実の感覚は変革の漸進的性格によってもさらに増大し、旧体制機構の執行者にとって比較的好都合な条件整備のチャンスを残す。みずからの統治の非現実感は新しいエリートの間にさえも現れている。そこから、補足的な支部や委員会を持つこれまでの統治構造を拡張する傾向および特例的手段(法令)へのあこがれが出てくる。超現実主義的な非現実感は、政府には大きな信頼を寄せるが、その政策は支持しない、というバラドックスを深める。その政策は、わずらわしく(代案はないのに)、積極的、合理的に適応できる余地は残されていないものとして扱われる。そこで受身の同意がいちばんよくある反応になる。政府の政策は誰も満足させない。その結果は、ワイマール共和国の場合と同様、翼賛連合の腐敗である。

緊張とジレンマについては他の場所で詳細に書いておいた。そこで締めくくりとして新しい支配階級の政治スタイルについていくつか気のついたことを述べるにとどめる。力のある国家資本主義は自らの方向性をはっきりと性格づける。国家の安定性は成功のための基本的規準とみなされる。それは、現実的社会主义を最終的に特徴づける無政府状態の時期について言えば正当である。いまやはるかに議論の余地のあるのは——共産主義前衛の精神構造を思い起こさせるのは——新しいエリートらのものの見方である。みずからの歴史的使命感、社会を(その要求を)まるで変革の過程に織込み済みの損失のごとく扱うやり方、新しい



rys. ANDRZEJ SEJAN

何か検閲された出版物は書いていないかね

勢力構造を統合させようとする強い願望、「過渡期」の民主主義に制限を加える傾向——これはその特徴のいくつかにすぎない。

最後に、この状況において、今年の3月3日、王宮前広場〔ワルシャワ〕で新しい支配階級の代表たちに対して「白色コムユーン」というあだ名が付けられたことは別に驚きではない(通行証がなければ通れなかったその場所では、昨年まで自然発生的なデモがよく起り、それはいつも警察との小競り合いで終わるのだった)。双方の支配階級の代表らの自分や「歴史」、社会に対する態度は、政治的志向が異なるにもかかわらず、互いによく似ている。さらに、陣営内の意見対立を隠すところ、批判を嫌う(「不従順」とみなされる)ところもよく似ている。以上のこととは進行中の革命の非現実感を一層深める。とは言え、法的・構造的な次元における改善は実際に進み、権力エリート微募のやり方は基本的に変化した。

#### 資本主義への道の選択

ジレンマ、答えのない問い合わせ、増大する疑問、

その第2のグループは東欧が資本主義に向かう道に関係がある。この問題に関しては2つの流れがある。第1は—ポーランドの場合—民営化の問題に携わっている政府部局が代表する流れであり、それは資本主義を、何よりもまず、個人化された移転可能な所有権の構造と捉える。そのように理解された資本主義を建設するには、これまで国家が所有していたものの一部を分配する（売り払う）必要がある。主な議論が民営化の方法について問題としているのは、公認の資本形態と非公認の資本形態、取引の間隔、政治的監督の形態、財産価格、それまで私企業に勤務していた従業員の特典の範囲についてである。それは典型的な法的アプローチであり、すべての過程が早々にして政治化してしまう恐れがある。

もう1つのアプローチは（私自身の方法でもあるが）、他の東欧諸国にはあるのだが、実際にはポーランドには登場していない。しかしそれは、資本主義に至る道を研究している専門家や経済史家たちの間では支配的な考え方である。このアプローチは資本主義を何よりもまず、資本形成の特殊な状況として扱う。特定の所有権構造は、必要ではあるが唯一の前提ではないとして扱われる。このアプローチにおいて注目されるのは、排他的、個人的で移転可能な所有権の国家による創造と保障以外に、経済部門間の新しい結びつきの創造もまた重要だという点である。伝統的部門（わが国の場合は国営部門）から生まれつつある民間部門への移行への可能性と将来の民間化に向けての資本形成の緊急性も問題である。二重経済（部門間の新しい関係の始まりによる）と不等価交換は、最大の移行能力を持つ部門においてしばやい資本形成を可能とし、結果として混合形態をもたらす（その際、伝統的部門の2本の錆—国営と民間—が資本形成の迅速化と伝統的部門に今なお残るすべての蓄積の利用を促進する）—この領域において国家は自らの活動力を示すべきである。部門間の新しい関係の創造については、それは資本蓄積の推進にも、さらに、整備された完全な資本市場の確立にも役立つだろう。そのような経済機構の創造は、所有権に関する法令のみならず、資本主義経済機構の建設に関連した活動の複合体



全体にまで影響が及ぶ。そのように行動したのが明治維新における日本人である。彼らが考え出したのは資本家=財閥という理論であり、それはわが国の資本家=ノメンクラトゥラを思い起こさせる—その際、国営部門と私企業という二重の存在は、私企業のコストの一部を前者に転嫁することを許し、資本形成の迅速化と伝統的部門（国営）の蓄積をくまなく利用するのに役立ったのである。この資本は次に新しい民間部門の拡張に利用することができた（国営部門の蓄積を使い果たしたあとに）。

ほかにも上から創造された資本主義経済メカニズムの要素がある。それは19世紀の日本ですでに作りあげられたものである。

—インフレ抑制の手段として給料の一部に国债を用いることによって消費部門資金の強制的移転を図る。この国债は国家によって設立された企業に対する所有権を与え、同時に給料の価値を裏付けるものとなりえた（わが国では似たような状況においてなんらの裏付けもなしに機械的に給料を凍結した）。

—蓄積奨励金として（口座を持ち、一定額以上

の貯蓄のある) 貯金者に国債を交付する(無料)。この場合も国債は将来の所有権を保証している。——税制政策を経済成長の必要に従属させる。それはたんなる国家予算の赤字削減手段ではない。これは主として農政について言える。

ここに概要を紹介した資本主義構造建設の考え方は何よりもまず資本の形成に関するものであり(非活動的な所有だけではない)、マゾヴィエツキ政権の経済政策に対しても以下の3つの批判が成立しうる。

——あまりにも性急に経済競争のルールを例外なしに一般化すぎた——最大の移行能力、最大の資本蓄積能力を持つ部門(農業や民営部門)には特典を与えるべきであった。

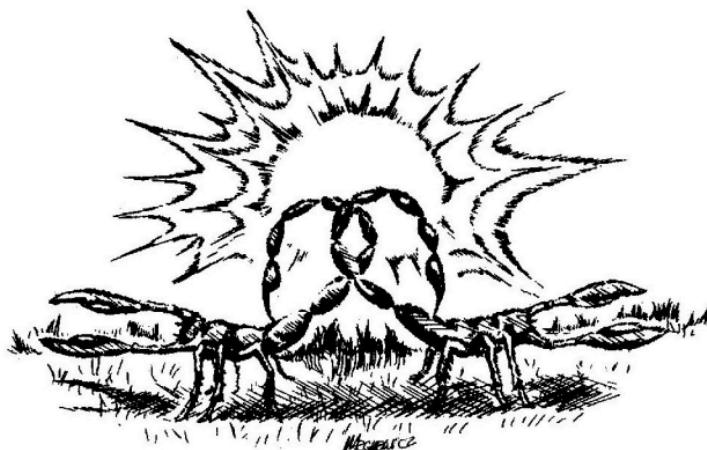
——あまりにも性急にノメンクラトウラの会社を廃止(政治的考慮により禁止)してしまった。そうしていなければその会社は——さまざまな欠点はあつただろうが——国営部門と民営部門を結ぶ混合形態をとっていただろう。それは国営部門の蓄積を吸いあげると同時に、民営部門の手中に資本を形成するのを早める要因となつたであろう。

もちろん、その独占的な事業には制限を加え、過大な利潤には税の網をかける必要があつう。しかし——現在のように——それらが地下経済へ潜り、金利目当ての非生産的資金に姿を変える原因は作るべきではない。

——あまりにも性急に国内でズウォティをドルに交換するのを許した——それも国の外貨蓄積があまりに少ない時に。そのため輸入制限の導入を余儀なくされた(潜在的ドル購買者の意志をくじくために)。さらに——期待に反して——その措置は国営企業にドルと縁を切ることで安定化政策のショックをもちこたえる機会を与えた。

全般的な批判。この政府が民営化の問題でとつたのは法的アプローチ(ぐすぐすした、国家資本主義的照準を合わせた)であり、ダイナミックな、何よりもまず資本の蓄積と形成を活性化する経済的アプローチではなかつた。前者には新しいメンバーによる強力な国家社会主義がついて回り、同時にそれは権力執行の構造を効果的に作りあげる能力を欠いてゐる。その例として経済の麻痺を引き起こす銀行支払い業務の停滞をあげておこう。

MACIEJ MARCEWICZ



## 経済の矛盾

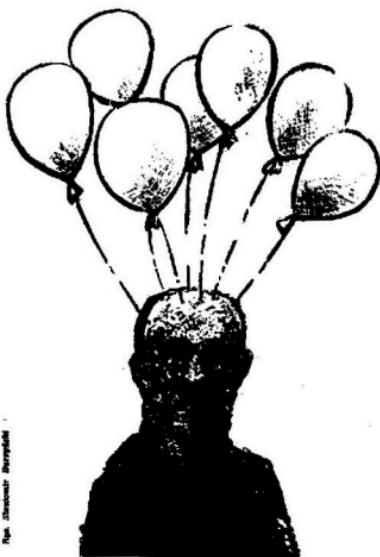
以上で明らかなように、2つのいわばさしあたりの展望に関して2つの矛盾のグループが浮かびあがってくる。長期的展望に関していえば、それは資本主義の「上からの」建設のための法的アプローチと経済的アプローチの間の矛盾である。短期的展望に関していえば、それは政府の急を要する安定化政策と経済変革の間の矛盾である。いくつかの要因がとりわけ重要である。

— 第1は、**安定化政策の景気後退効果**、それは民営化が始まる前から人民主義的な傾向と雰囲気を強める。

— 第2は、**資本形成に対する景気後退の影響**。需要の抑制が悪影響を及ぼしたのは、何よりもまず、独占部門と過去に消費者の需要を最大限に満たしてきた部門である。企業の生き残りを決定するのは需要（財貨がもつ消費者にとっての意味、その変わりやすさ）に対する柔軟性であり、効用ではない。このメカニズムは民営部門に、あるいは国営部門民営化のための資本の源泉のひとつに打撃を与える。

— 第3は、インフレ傾向再来のおそれ。いわゆる調整インフレによるインフレ防止策（需要の抑制に近い物価値上げ）は——これまでのところ——わずかな経済調整（生産特性の変更、再編）を試みただけで不況傾向を招いた。農業生産の縮少（需要を満たさないままの食料需要の抑制）は、市場に追加資金が現われるやいなや、農産物価格を再び激しく押し上げるだろう。これ以上の賃金凍結は激しい労働意欲の喪失を招く。

以上は、西側の新聞に現われた統一ヨーロッパにおけるポーランド孤立化の予想（米国務省専門家F・ビーターソンの診断のリーク記事）と共に、予言を自己認識する効果を有する。たとえもし「非公式の帝国」の版図にポーランドを見捨てる計画がなかったとしても、前述した情報がポーランドへの投資に二の足を踏ませることだろう。東欧諸国や他の特別扱い地域（イスラエル、中国）による西側資本をめぐる厳しい競争のなかにあって、今は重要な時である。



## 政治のジレンマ

短期的にも、長期的にも矛盾は政治の分野にも現われている。より長期の展望では、未発達な市民社会において、しかも上から（国家により）新しい社会構造の解決法を打ち立て、かつ社会的役割と事業を考案する必要に迫られながら民主主義を建設するというジレンマの中に矛盾がある。社会はまたもやある程度まで国家によって序列化され、その過程を下から制御する可能性は小さくなる。この矛盾は、コンセンサスの理念（あるいは疑似コンセンサスの理念——なぜなら実は公共の場面に複数の政治勢力は存在しないのだから）と参加の理念の間に緊張の中にまぎれて現われている。言いかえれば、それは「制御された民主主義」（「信頼」への訴えかけ）と「自然発生的民主主義」という区別の解消である。それには、包み隠さず、そして正確に構成された選択肢の中から、はっきりと選びとることが求められる。

政治分野における短期的矛盾は、一方では現在の政治勢力構造の統合という目的前の誘惑と関係

があるが、他方では政治的多元主義と自由民主主義の理念とも結びついている。後者の長所の1つは、その認識および知識構造としての価値である。自由で開かれた政治の舞台は、政治の俳優たちの独自性とかれらの行動指針が現実化するのに好都合なのである。それはいくつかある選択肢の中から意識的に選ぶことを許す。閉鎖的公式によって個々の独自性を拭い去ってしまうことは（最小限の共通利害の上に——おもに敵に対抗して、あるいは敵神話に対抗して——構築される政治連合はあやふやな象徴的基準を持ち出して訴えかけるのが常である）統治行為の合理化にとって不都合である。こうした公式が有効なのは権力に対する闘いの最初の局面のみである。その濫用はステレオタイプの敵と作戦行動の「生産」を強制し、現実への対応を欠くことになる。例えば、「右翼」と「左翼」が競い合っている現在のポーランドの建設、それに、行動指針に本当に違いがあるのかどうかも明確でないという驚くばかりに二極化した政治状況。興奮、個人的争い、礼儀作法、すべてが政治論議にとって代わられている。

以上に記したジレンマと困難な選択は、外からポーランドの状況を眺めている人々に、あたかも歴史があと戻りしたかのような印象を与えている。上からの資本主義建設の試みは19世紀の日本とプロシャが、あるいはストルイビンとヴィッティの時代のロシアが格闘した問題を想起させる。それだけではない。新しいエリートたちの精神構造には19世紀的な行動パターンが含まれてもいる。この2つの要因はとりわけ特徴的である。

第1は、新しいエリートたちの「歴史をつくっている」という意識である。それを支えている確信は——変革の鍵を握る社会的な利害と役割を一貫して欠いているという点からすればある程度は正当化できるが——変革は「上から」行われなければならないというものである。しかし同時に行政組織を強化しようとする意識的な政策もない。国家は社会の相対的な弱体化（勤員解除）によって強化される。国家の存在範囲と創設すべき組織、団体の構造に関するものでは公然たる議論はない。奇異なことに、言葉ばかり勇ましい国家社会主义哲学の形成（最高基準としての国家の安定）が見られ、



Rys. Aleksander Wolos

同時に国家は責任を回避しようとして「最小の国家」のふりをする。さらには——先例の欠如（そして、よくあることだが、権限の欠如）は特徴的な決定の遅延と政府機関への政治的な（本質とは無縁の）人員配置をもたらす。それに伴い、無数の分野に対する監督活動への圧力が強まる。

第2は、社会の独特な新伝統主義化である——その根本には経済基盤を欠いた市民社会がある。伝統の統合（以下の問題を解決するための展望ではない）、増大する「組織的」（例えば民族的）活動基盤の役割はまたもや19世紀の雰囲気を呼び起す。

奇異なことに、東欧は、むしろ属国であり、これから資本主義と国際分業に加わる後発の国々であるという状況にもかかわらず、いまだに自分を、そして自分の問題を「ヨーロッパ」の範疇で見ていく。そのことが解決法の発見を、さらには解決すべき問題のリストアップさえをも困難にする。この領域については経済の歴史の方が現代資本主義の専門家よりもはるかに助けになる。また、属国理論の分野の専門家も役に立つ。たとえば東欧には、帝国からの離脱による損失と利益、それに

新しい形の従属と辺境化のもたらす結果を分析する政治経済学は存在しない。

東欧は政治的挑戦を受けている地域である。しかしそれは知的挑戦でもある。もしわわれわれが後者にうまく対処できなければ、前者もまたうまく処理できないだろう。さらに、そこには密接な関係がある——「制御された（選ばれた）民主主義」の誘惑は知的にも行動指針としても不毛への道となる。一定の勢力構造の統合という目前の誘惑は宙吊り状態と非現実感を長びかせ、ここに描き出した「ワイマール的」気分と権威へのあこがれを強める。

総括しよう。東欧において効率的な経済を打ち立てるためには次の4つの同時に行われる行動が必要になる。

——通貨健全化のための断固とした政策。

——国営部門の民营化。

——非独占化。競争のない（わが国のような）市場は疑似市場である。

——資本形成構造の創造と伝統的部門から近代的部門への（わが国においては国営から民营への）蓄積の移転。東欧においてその課題（実のところ前資本主義的な課題であるが）を成し遂げたのは歴史である。日本においては——国家であった。

これらの活動はしばしば互いに矛盾している。しかしそれにもかかわらず同時に並行して行われなければならない。たとえば、通貨政策と非独占化には強い国家が必要であるが、その一方で民营化のためには自制的な国家が必要となる。「良い」通貨には「良い」——よくまとまつた——法律が必要である。その時、同時に行われる部門間資本移転の構造はまさに境界の不確定な土壤において花開くのである。簡単に言えば、それはフリードマンのマネタリズムとハイエクの自由主義に挟まれたような二律背反の状況である。バラドクスは、われわれがこの二律背反の状況で生きざるをえず、またそこから逃げることができないという点である。さらに、正反対の傾向の相互和解（排除ではない）を容易にする制度（政治も含めて）の仕組みをつくりだす必要がある。例を挙げればこうである。

——法的に未熟な体系とある程度意図的な首尾一貫性のない「路線」の和解。それはたとえば、公表された手続きを通して法律を制定（米国のように）し、行政的な介入と非公式の変更をやめることで容易になるかもしれない。

——強い（決定のすばやい、信頼のおける）政府と同時に、自制的な、自らの権限を公共の領域（たとえば、工業集合体や所有者組合、商業会議所、その他協同組合）に委ねる国家。

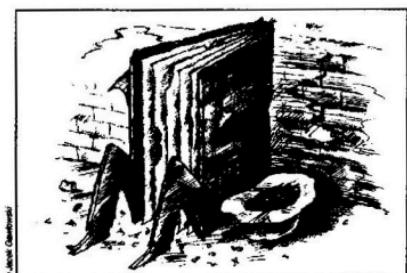
——政治体制の開放（この場合は国家）。公開討論と各潮流間の議論を通じた和解。各政党の政治的独自性の具体化。批判に対する偏執症的反応の中止。制度化された反対派は安定の保障であり、よく非難されるような、体制を不安定にする脅威ではないという認識。

——現在準備中の憲法草案に、安定化政策の段階（時期は厳密に設定）終了後、自制的国家の保障を追加。

——中央政府および地方政府の形成に際して政治的、人的にそれぞれの原則を適用する。こうして両組織（後者の権限は今よりも大きい）の等価値が認められよう。

人によっては第6の勧告——ある政治勢力の排除（たとえば過激派呼ばわりして）による過渡期における民主主義の制限——を追加するだろう。それは間違っている。最大限に安定を乱す要因になるのは、社会の中で日増しに強まりつつある、新しい体制に対するよそよそしさ、そして冒頭に記した「ワイマール症候群」なのである。

〔訳：篠崎 誠一〕



# ワレサ、ミフニクを解任？

## ポーランド民主主義の行方

Wałęsa, Michnik, Polityka  
Gazeta Wyborcza, 7 czerwca 90

6月初め、ポーランド内外のマスコミで、「ワレサがミフニクを『ガゼタ・ヴィポルチャ』編集長から解任しようとしている」とのニュースが伝えられた。ミフニクは6月6日付『ガゼタ』誌上で、「ワレサから私信があつたが、その内容について他のマスコミに情報を流すようなことは一切していない」「編集長への任命や解任は出版人としての能力により決められるべきである」とコメントした。そして翌7日、「ガゼタ」紙は問題の2通の手紙とともにミフニクの反論を載せ、あわせてワレサがこの件に関しテレビ・ラジオの記者を相手に行ったインタビューも掲載した。まず、ワレサの2つの手紙は次のとおりである。

### アダム

親しい友であるわれわれにとって、君の新聞をめぐって生じている問題の解決をはかるのは難しいことではないだろう。私は2つのことが必要だと感じている。

1) 君を『ガゼタ・ヴィポルチャ』編集長から解任すること（私が君を任命したのだから、解任する権限も私にあると思う）。

2) 『ガゼタ・ヴィポルチャ』に今後「連帯」のロゴマーク使用権を認めないこと。

私は上記決定を下さざるを得ない。ただ、友人同士らしいやり方をとりたい。だから、どういう形で実行すべきか考えて連絡してほしい。

L.W.

グダンスク、1990年6月1日

### アダム

選挙前の1989年6月4日、私は君を『ガゼタ・ヴィポルチャ』の編集長に任命した。時は流れ、その間に「アゴラ」という会社が生まれて君の新

聞の発行者となつた。こうした状況により、君は新しい指名を会社の中で得るべきだろう。

もうひとつ、私企業が発行している新聞が「連帯」のロゴマークを使いつけてよいものかという問題についても、一緒に考えねばならないと思う。

レフ・ワレサ  
グダンスク、1990年6月4日

ワレサのこうした「人事権の行使」は初めてのことではなく、昨年10月には『週刊連帯』新編集長として自分の手兵・カチンスキを、編集部員に何の相談もなしに送り込んで、編集部員の多数が抗議辞任している（本誌1989年12月号参照）。

また、ミフニクへの第1の手紙と同日の6月1日、旧KORメンバーで長年反対派運動に携わってきたヘンリク・ヴェツに対しても、「市民委員会書記から解任する」との手紙を送っている。解任の理由はあいまいで、「市民委員会は政府や市民議会クラブの後方基地ではなく、広い政治的姿勢をもたねばならない」「市民委員会の組織変革が不可欠である」と書かれているのみであった。ヴェツはすぐさま「自分は市民委員会の選挙で書記に選出された。私を解任できるのは市民委員会である」と返答。ワレサはこれに即座に「ヘンリク・ヴェツ代議士殿 君は解任された」の一言をもって答えている。

ミフニクの問題については、ワレサは上述のインタビューでこう言っている。「私は誰も解任したりしていない。ただのことを時代に即した形にしたいだけだ。〔昨年の〕選挙へ向けてミフニクは〔編集長に〕任命された。その後彼は会社を作り、独自にやり始めた。だからものごとをきち

んと整理する必要がある。それに私企業に「連帯」のロゴマークを使う権利があるかも考えねばならない」「『ガゼタ』は今、私企業だ。……ミフニクは『ガゼタ』そのものを去る必要はない、残らなくちゃならない」。

この解任の理由も、ヴェツの時同様いまひとつ説得力がない。「私企業云々」の点についてミフニクはその反論のなかで、「『アゴラ』という会社は1年前に『ガゼタ』を発行するために作られたもので、つまり最初から『ガゼタ』の発行者であった。ワレサがつい最近までそれを知らなかつたとは信じ難い」「『ガゼタ』は最初のうち赤字であり、その後も『アゴラ』の収益はすべて編集用の事務機器、コンピュータ、電話などの購入にあてられている」として、私企業という言葉を強調して一部の人が金もうけをしているかのごとき印象を人々に与えようとするワレサのやり口はフェアでないと指摘している。また「連帯」のロゴについても、「『ガゼタ』の記者の多くは『連帯』のマークのために高い代償を払ってきた〔記者の多くが『連帯』非合法時代に地下新聞で危険を冒しつつ活動に携わったことをさす〕。そのマークはレフの個人的所有物ではないし、政治的恐喝の道具にされてはならない」としている。

本当のところ、問題はどこにあるのか。そのひとつが政治姿勢の違いにあるのは確かである。ミフニク自身が、反論のなかにこう書いている。

「問題になっているのは、ポーランドの政治状況の新しい形であり、マゾヴィエツキ政権に対する態度であり、今秋にも現在の勢力配置のままの国会でレフ・ワレサを大統領に選出しようとするある一派の執拗な工作である」。

「われわれの新聞はこの〔ワレサを秋に大統領にという〕考えに賛成してこなかった。個人的には私は、新しい大統領の選挙は完全に民主主義的な方法で実施されなければならないと考えている。つまり国民の直接投票か、民主主義的に選出された議会での投票かだ（マゾヴィエツキ首相と同じ考え方である）」。

「そのような選舉に、われわれはレフ・ワレサとともに臨むことができると信じている。彼がそ



ワレサ（左）とミフニク

の高い地位を望めば、勝機は大きい。ただし、ひとつ条件がある。それは彼が、ボスト共産主義帝国の君主ではなく、民主主義的なポーランド共和国の大統領になるということだ。

ワレサの大統領への「野心」や、昨年来の内政・外交に関する私的発言（政府の意向に反して駐留ソ連軍全面撤退を要求したりしたこと）、その独断専行的行動様式などから、ワレサと知識人の間には距離ないし溝が生じてきているのは確かである。4月の「連帯」全国大会でワレサ色の濃さが満天下に示されたように、現在の「連帯」内部ではワレサ支持が強いが、それでも、「あなたは突進する雄牛のようだ。あなたの身失うものは何もなくとも、『連帯』が代償を支払うことはありますのだ。あなたは頻繁に民主主義を口にするのに、民主主義を用いることが滅多にない」（W・フランシス）と苦言を呈する者もいる。

こうした対立の背後には、改革の進め方とそのテンポに関する考え方の違いがあるとも指摘されている。ワレサに独自の政治的嗅覚があるのは確かに、周囲の反対を押し切ってのワレサの決断が、結局事態を良い方向に導いた例も過去には幾度かある。今、ワレサの真意はどこにあるのか。ミフニク「解任」問題は、「ワレサ大統領」の問題とともに、ポーランドの今後の改革の行方ともからんでしばらく注目に値しよう。

【編訳：高橋 初子】

ポーランド日誌  
1990年4月19日～5月16日

4月19日 グダンスクで「連帯」第2回全国大会が開幕。マゾヴィエツキ首相も列席。●ワルシャワ・ゲットー蜂起47周年式典が初めて公式行事として行われる。●ポーランドとオランダ、相互の軍縮状況を調べるための相互軍事査察を合意。

4月20日 「連帯」全国大会2日目。かつての「連帯」活動家で、今はワレサ路線を批判し「連帯80」という別の組合をつくっている人々（M・ユルチクやS・ヤヴォルスキら）を大会に招くかどうかで激論が戦わされ、採決の結果招くことが決まる。次いでワレサが演説、「そのような人々がこの場に来たならば私は出てゆく」と言い、また組合顧問の知識人を批判する内容の発言を行う。この後ワレサは自ら委員長としての信任投票を求め、圧倒的支持で信任される。

4月21日 「連帯」大会第3日。委員長選挙でワレサが362票を獲得して再選される。他の立候補者と得票はA・スウォヴィク（52票）、T・ヴィチク（25票）。

4月22日 「連帯」大会第4日。国会および大統領の選挙を来春までに実施するよう求めた決議を採決。

4月23日 「連帯」大会第5日。全国調整委員会（K KW）メンバーを選出。

4月24日 「連帯」大会最終日。新綱領と規約を採択。組合に徹するか政党的機能を強めるかという「連帯」の性格づけをめぐり23時間に及ぶ討論が行われたが、「政党化はしないが国会や地方議会には自らの代表を

送る」という妥協案に収まる（本誌4頁以下に綱領を訳出）。

4月25日 ソ連内務人民委員部（NKVD）に1944年に殺害されたポーランド国内軍（AK）兵士の遺体がピアワ・ボドラスカ県カコレヴィツアで発掘される。

4月26日 5月3日（1791年憲法記念日）を国民の祝日とし、7月22日（共産政権誕生記念日）を祝日からはずす法案が上院で可決。●スクビシェフスキ外相、国会で外交演説し、ワルシャワ条約機構の改革を主張。4月27日 政府、在ワルシャワ両大使に、ポーランド西部国境の保証などを内容とする「ポーランド・ドイツ2国間関係の基礎に関する条約」草案を届ける。●大蔵次官、3月のインフレ率は4.7%と発表。

4月29日 独立学生連盟（NZS）全国大会。高等教育法草案を批判。●ハード英外相ポーランド訪問。

4月30日 ポーランド駐留ソ連軍司令官V・ドゥブイニン、6月1日から駐留軍54000人のうち5000人の撤退を開始し、90年末までに48000人に削減すると発表。

5月1日 メーテー。官製行事は一切なく、各政党やグループが独自に小規模な集会。

5月2日 ワイツゼッカーウ西独大統領、4日間の日程でポーランド訪問。西獨国家元首のポーランド訪問は初めて。マゾヴィエツキ首相、ヤルゼルスキ大統領と会談。同行のゲンシャー西独外相はスクビシェフスキ外相と会談。

5月3日 ポーランド政府主催の晩さん会で、ワイツゼッカーウ大統領は、戦時中にドイツがポーランドにもたらした惨禍に対し深い反省を示す。また、統一ドイツはポーランドに脅威を与えない、と保証。●ポーランドと東西両ドイツの外務省、統一ドイツとポーラ



ドの国境問題を話し合う実務レベルの会議を開始。  
5月4日 ワイツェッカ大統領、グダンスクでワレサ委員長と会談。ワレサは西独の投資を要請。●ノヴァフタのレーニン製鉄所、タデウシュ・セジミル製鉄所と改称（セジミルは昨年国外で死去した著名な冶金学者）。●「連帯」全国委員会でS・ユルチャクとL・カチンスキが副議長に。●ヤルゼルスキ大統領は大統領から早期に退陣したいと述べ、新しい大統領の候補者としてマゾヴィエツキ現首相の名を挙げる。●西独ドレスデン銀行がポーランドに代表部を置くと発表。

5月5日 ドイツ統一6カ国外相会議、7月のパリ会議でポーランド問題を討議しポーランド外相を招くことなどを決める。

5月6日 ベーカー米国務長官ポーランド訪問。●マゾヴィエツキ首相、ポーランド・ドイツ国境保証条約の調印はドイツ統一前にとの従来の主張を取り下げ、統一後できるだけ早い時期で良いとの方針を示す。●国営PAP通信、ポーランド南東部ヴォルカ・トゥレブスカでNKVDに1944年に殺害されたポーランド兵の遺体が大量に発見されたと伝える。

5月7日 国営輸出入公社ウニヴェルサル民営化のための株式売却予約申し込みに行列ができる。●ポーランドとフィンランド、相互環境保護協定調印。

5月8日 ワシントン訪問中のバルツェロヴィチ蔵相、西側政府・民間銀行への債務380億ドルのうち80%を棒引きするよう要請。

5月9日 中央統計局の調査によれば、4月の工業生産は前年同月比30%のダウン。工業労働者の平均月給

は101万4225ズウォティ（約1万6,000円）。●PAP通信によれば、90年4月末までの貿易黒字は交換可能通貨で12億ドル。

5月10日 保安部隊と旧警察が正式に解体される。●グダンスク造船所が貨上げを要求して数時間のスト。ワレサ委員長は労働者にあててスト支持の手紙を送る。マゾヴィエツキ政権誕生以来、ワレサがストを支持したのは初めて。●ワレサ委員長、『ニューヨーク・タイムズ』に掲載のインタビューの中で、マゾヴィエツキ首相はじめ政府内の知識人を批判。

5月11日 ニエザビトフスカ政府報道官、最近のワレサ委員長による政府批判について、「國のためにならない」と語り、また「ワレサ氏は政府に宣戦布告したが政府は彼に宣戦布告するつもりはない」と述べる。

●フルシャワ地裁、独立自治警察官労組の登録を認可。

5月13日 「連帯」市民委員会の会合でワレサ委員長は、「早急に必要な改革を妨げている」と政府批判。しかしその後の討論の中で批判をトーンダウンさせ、政府と議会への総体的支持を表明。

5月14日 『ウォール・ストリート・ジャーナル』はッシュ米大統領が米輸出入銀行による新規対ポーランド貸し付け開始を発表と伝える。●ポーランド南東部トゥシャ近郊タトジャンスキの森で、NKVDに1944年に殺害された人々の遺体発掘が始まる。

5月15日 「連帯」全国委員会。委員の大部分はワレサの見解を支持。ただし政府批判は政府の交代要求とは違うことを強調。

[訳編：高橋初子]

## 編集後記

☆7月1日から東西ドイツの通貨が西ドイツ・マルクに統一され、実質的な両独統一のプロセスがスタートしました。第2次世界大戦後形成された東西欧州の分断の構造が消滅はじめたのです。ポーランドで「連帯」が復権をはたし、「自由選挙」で圧勝した昨年のちょうど今ごろ、だれがこの事態を予想したでしょうか。

☆そのポーランドでは、当時、可能な政治体制として「諸君の大統領、われわれの首相」という方式が提唱され、これが「地政学的条件」から許される最大限と考えられていたのでした。

☆それが今、ポーランドでも「ワレサ大統領」の実

現が公然と語られるようになっています。マゾヴィエツキ政権による旧体制の解体があまりに緩慢すぎる、もっと急ぐべきだ、という理由で！

☆「連帯」分裂！ と伝えられましたが、今ポーランドで新しい政治的構造の形成過程が進行中です。統一労働者党は実質的に消滅し、これに対抗する勢力として登場した「連帯」も急速にその求心力を失いました。「連帯」の「バラドクス」、「ジレンマ」という議論がはやっているようです。

☆本誌はこの号で100号を迎えました。1981年11月1日付で0号を出して以来8年半、この間にポーランドと東欧世界は大きく変わりました。遠く日本にいながらも変革の現場に立ち会えた、ということでしょうか。

90・7・4 (み)

グダンスク協定10周年  
ポーランド連帯10周年と甦るプラハの春

ポーランド連帯が生まれてからちょうど10年。戒厳令支配をも耐え抜いた連帯運動はソ連のペレストロイカを引き出し、そしてついに昨秋、東欧世界全域の変革をもたらした。そこでは今、自由と民主主義のあらたな社会をめざした全く新しい運動が始まっている。この運動は「豊かな」金余り日本の日常に住む我々にとっても無縁ではないはずです。ポーランドとチェコスロバキアの歴史と文化に触れつつ、変革の運動の担い手の人達と交流しこの問題を考えようとする旅です。

旅行代金 398,000円

## 日 程 表

日次	都市	時間	交通機関	摘要	食事
1 8/28 (火)	東京 羽田		飛行機	成田空港発 モスクワ空港着 :モスクワ	機内食
2 8/29 (水)	モスクワ ツルシヤ	午前 昼	飛行機 専用バス	ワルシャワ到着 連帯市民委員会訪問 :ワルシャワ	全食
3 8/30 (木)	ワルシャワ グダンスク	午前 夜	専用バス	バスにてグダンスクへ移動 連帯本部表敬訪問 :グダンスク	全食
4 8/31 (金)	グダンスク	午前 午後		グダンスク協定10周年記念式典見学 造船所労働者との交流 :グダンスク	全食
5 9/01 (土)	グダンスク ワルシャワ	午前 午後	専用バス	ベステルプラッテ オリーハ教会見学後ワルシャワへ :ワルシャワ	全食
6 9/02 (日)	ワルシャワ クラクフ	午前	列車	ワルシャワから列車にてクラコフへ 旧市街 バベツ城見学 :クラクフ	全食
7 9/03 (月)	クラクフ		タクシー	タクシーにてオシフィエンチムへ アウシュビッツ収容所 ビルケナウ収容所 :クラクフ	全食
8 9/04 (火)	クラクフ	午前 午後	列車 OK981	列車にてワルシャワへ戻り 空路プラハへ :クラクフ	朝食 昼食
9 9/05 (水)	プラハ		専用バス	VONS 民主フォーラムとの交流 :クラクフ	全食
10 9/06 (木)	プラハ		飛行機		機内食
11 9/07 (金)	東京				

\* 利用交通期間や現地固有の事情により、予告なしに日程が変更される場合があります。

添乗員●同行 最少進行人員●10人 利用航空会社●エアフロート、他  
利用予定ホテル●メトロポールホテルクラス  
同行案内人●水谷聰氏 (ポーランド資料センター事務局長)

お申込み下さい。合わせ。お申込み下さい。  
会社・ビース・イン・ツアーコンサルティング  
電話 03-207-3690  
7169 東京都練馬区下石神井6-35-7  
T169 東京都練馬区下石神井6-35-7  
Shimo-Shakujii,Nerima-ku,Tokyo 177 JAPAN

発行所・ポーランド資料センター

Center for Polish Research

〒177 東京都練馬区下石神井6-35-7

電話 03-904-0427

郵便振替 東京 2-81069

6-35-7 Shimo-Shakujii,Nerima-ku,Tokyo 177 JAPAN

定価500円・年間定期購読料4600円(送料共)